

第五編
近代

I

一 政治

1 町村制の変遷

一〔明治元年正月布告東山道鎮撫總督府御制札〕

御制札

徳川慶喜天下之形勢不得已ヲ察シ大政返上將軍職辭退相願候ニ付断然被

聞召既往之罪不被為問列藩上座ニモ可被

仰付之処豈國シヤ大坂城江引取候旨趣素より之詐謀ニて去ル三日麾下之者を引卒シ剩へ帰國被 仰付候会桑等ヲ先鋒として

闕下を奉犯候次第現在彼より兵端を開き候事ニて慶喜反状明白始終奉欺

終奉欺

朝廷候段大逆無道其罪不可遁爰ニ至リ候而 朝廷御宥恕之道も絶果不被為得已御追討被 仰出候抑兵端既ニ相開候上へ速ニ賊徒誅

戮万民塗炭之苦ミを被為救度

叙処ニ候間今般仁和寺宮征討將軍ニ被任候隨而者是迄儉安怠惰ニ打過或ハ兩端ヲ抱キ或ハ賊徒ニ從ヒ居候者たり共真ニ悔悟憤発國

家之為尽忠之志興起候輩者寛大之

思召ニ而御採用可被為在候尤此御時節ニ至リ不弁大義賊徒と謀を通シ或者潜居為致候者朝敵同様嚴刑ニ可被処候間心得違ひ無之樣可致候事

戊辰

参 与

正月

但シ諸藩江御触面ニハ仮令賊徒ニ從つ譜代臣下ノ者タリ共悔悟憤発國家之為尽忠ノ志有之輩ハ寛大之 思召ニテ御採用可被為在候依戰功此行末徳川家ノ儀ニ付歎願之儀も候得共其筋ニより御許容可有之候と申御文言有之農商江御布告ニハ是迄徳川支配以たし候地所を天領と稱し居候者言語道断之儀ニ候此度往古之如く総而

天朝之御料ニ復し真の天領ニ相成候間在様相心得べく候と申御文段も候条兩様之 御主意猶以厚く遵奉いたし心得違ひ無之樣可致者也

辰

東山道鎮撫總督府

正月

執 事

〔中町 会田キン家文書〕

二〔明治元年正月東山道鎮撫總督発向の布告〕

此度東山道鎮撫總督之

勅命を蒙り発向之次第者先達而從

朝廷御触茂被為在候通りニ候得共遠国偏土ニ至候而者自然行届兼候哉茂難計ニ付尚又諸藩之情実人心之向背被為問度

歟慮ニ候間当道之諸藩主速ニ本陣江罷出情実具陳実効可相立候於背命之輩を可被処敵刑者也

戊辰

東山道鎮撫總督

正月

同 副總督

〔中町 会田キン家文書〕

三〔明治元年正月東山道鎮撫總督より農商江布告〕

農商江布告

此度東山道鎮撫總督之

勅命ヲ蒙り発向之次第者先達而

朝廷ヨリ御触モ被為在候通ニ候得共遠国偏土ニ至リ候而者自然行

届兼候哉茂難計ニ付尚又諸国之情実ヲ問ヒ万民塗炭之苦ヲ被為救

度

歟慮ニ候間各安堵渡世可致候尤是迄天領ト称シ来リ候徳川支配地

者勿諸藩領分ニ至ル迄年束苛政ニ苦ミ罷在其外子細有之輩者無遠

慮本陣江可訴出僉議之上公平之処置ニ及候間心得違無之様可致候

事

戊辰

東山道鎮撫總督

正月

同 副總督

〔中町 会田キン家文書〕

四〔明治元年正月東山道鎮撫總督より褒賞についての布告〕

今度東山道鎮撫總督御発向ニ付歳八十以上之者及饑寒孤獨貧窮無告之民共ハ広ク御賑恤可被遊忠臣孝子義夫節婦等之聞江有之者ハ夫々御褒美可被為在

思召ニ候間東山道諸国役人共精々取調書取を以急々御本陣江可申出候但シ右取調之儀ニ付役人共自己之愛憎ニより依怙蟲負之事有之候ハハ嚴重之御沙汰可被為在候間心得違無之様可致者也

戊辰

東山道鎮撫總督

正月

執事

東山道諸国

宿々村々

役人共江

〔中町 会田キン家文書〕

〔解説〕 慶応三年二月九日（一八六八年一月三日）「王政復古の宣言」で成立した明治維新政権は、公武合体派と討幕派との

妥協的形態で出発した。しかし実質的に政府を動かしたのは、薩摩・長州を中心とする討幕派であった。討幕派は、幕府の権

力と領地を徹底的に削減するために、佐幕諸藩鎮圧の戊辰戦争

（慶応四—明治元年一月三日）を開始し、徳川慶喜追討令（慶

応四—明治元年一月七日）を発した。他方、恭順する藩主層に

妥協的態度でのぞみ、朝廷権力への集中をはかった。

朝廷は、慶応四―明治元年一月四日嘉彰親王を征夷大將軍に任じ山陰・東海・東山・北陸の諸道及び中国・四国・九州の各鎮撫總督を任命した。一〇四は、東山道鎮撫總督の布告である。朝廷権力への移動と人心の安定を強調している。

人民は戊辰戦争を通じて新政府を実感として受けとめはじめ

五〔明治元年九月磐城平民政局よりの回達〕

（表紙）

「

回達

磐城平

民政局

御用

元白川領村々

」

今般磐城平江民政局御取立万事取扱候旨兼而申達置候儀ニ付心得居候義と者被存附而者夫々庁書を以致布告候処猶酒造株水車諸間屋株質株魚漁猟師諸出産物を始諸株願済之上是迄稼来候分不残委細ニ取調来ル二十日限り右鑑札持参当局江可相達候此触書早々順立從留可相返もの也

辰九月八日

磐城平

民政局

元白川領

割元

割頭 中
名主

追而申達候組合村々各村限不洩様相達可申此触書刻付を以早に順達可致者也

再申申達候是迄旧主元代官より支配致来り山林之ヶ所敵数立込之木柄等茂委細取調是又可差出事

一当年七拾七歳以上同八拾八歳以上同百歳以上之老人右者貴賤男

女ニ不抱迅速当局江可相達事

一勝れて孝心深き者

一勝れて一家親族睦敷者

一勝れて農業并諸職心掛厚キ者

右者貧富貴賤自他親疎ニ不抱おほやけに取調当局以可達事

一鰥寡孤独廢疾等之者ハ可憫者ニ候得者其等ニ応し夫々食儀之積

茂有之候余早々取調当局江可相達候事

辰

磐城平

九月八日

民政局

元白川領

村々

割頭

割元

中

名主

泉崎村庄屋

追而申達候組合村々、屯村限不洩様可相達候此触書早々順達留村

勘之亟^印

より民政局江可相返もの也

次郎右衛門^印

右御触書之趣、拝見承知奉畏候依之御請印形仕刻付ヲ以村々江順達仕候以上

右御触書之趣、承知奉畏候依之御請印形仕候以上

北平山村庄屋

辰九月十八日

白川町

孫左衛門

取締役

右御触書之趣、承知奉畏候依之御請印形仕候以上

大塚左太郎^印

北平山新田村

庄屋

伝之助^印

孫十郎^印

右御触書之趣、承知奉畏御請印形仕候以上

大村組頭

松倉村庄屋

定八^印

七之右衛門^印

右御触書之趣、承知奉畏候依之御請印形仕候以上

右御触之趣、承知奉畏候依之御請印形仕候以上

久田野村庄屋

松崎村庄屋

大郎^印

秀次郎^印

右御触書之趣、承知奉畏候依而御請印形仕候以上

〔中町 円谷重夫家文書〕

本沼村庄屋

〔解説〕慶応四―明治元年五月一日白河城が落城し、九月二三日

伴十郎^印

会津藩の降伏によって県内の戊辰戦争は終る。九月一八日改元

同後見

され「明治」となる。同月に、小名浜代官支配となっていた元

藤助^印

白川領村々は、磐城平民政局支配下におかれていたことがこの

右御触書之趣、承知奉畏候依之御請印形仕候以上

回達によって知れる。

六〔明治元年十二月王政御興隆七十歳以上の老年を祝し申渡書〕

申 渡

石川郡

中野目村

円谷善右衛門祖父

春 平

辰七拾貳才

王政

御興隆之始格別之

恩食を以当七十歳已上之老年ヲ

被祝鳥目耄貫文従

天朝下賜もの也

浅川取締

黒羽

辰十二月 役 所⑩

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕 中野目村は、幕領浅川陣屋支配下にあったが、一二月には黒羽藩浅川取締所の支配下にあったことが、この申渡書でわかる。黒羽藩浅川取締所の設置は、同年六月という。

七〔明治二年二月浅川取締黒羽役所より褒詞〕

浅川附

神田村

藤井太兵衛

其方儀去七月已来諸所探索等行届猶陣屋奉公向申付候処実意精々致勤勞奇特之至令満足候依之褒詞申達者也

明治二巳年

浅川取締

二月

黒羽役所

表書之通相違無之者也

黒羽藩

高梨伴右衛門

〔神田 藤井ヘル家文書〕

〔解説〕 中野目村と並んで神田村・大畑村も幕領浅川陣屋支配下にあり、のち黒羽藩浅川取締所支配になったことがわかる。

八〔明治二年五月神田村脱籍・兵器所持取調結果報告〕

乍恐以書附御届奉申上候

石川郡

神田村

今般脱籍之もの差置并兵器所持之もの取調可差出旨被仰付承知奉畏候

此段村役人共奉申上候村元寺院并小前共脱籍之もの居住并兵器所持仕候もの無御座候依之此段御届奉申上候 以上

明治二巳年五月

右村 三役人印

白河県

御役所

〔神田 藤井ヘル家文書〕

〔解説〕 明治二年八月七日、白河県が設置（県史・白河市史）されたが、それに先だって、神田村から白河県役所宛の文書が出されている。神田村は幕領浅川陣屋支配で黒羽藩浅川取締所に移管されその後である。

九「白河役所より三城目村への達」

覚

当村江御免之外諸勸化并物貰之類決而不可入事

一村内くわへさせる明松堅無用之事

一百姓商人ニ而も無之不見馴不審成体之者致俳徊候へ見付次第

召捕候様申附置候事

四月

白川役所

〔大池 伊藤光之祐家文書〕

一〇「明治三年五月須賀川宿へ白河県出張所設置の件」

須賀川宿へ出張所設置

此度駅法并最寄郡村取締として須賀川宿へ出張所相設候条候使
其外非常至急之事件ハ右出張所江早々可訴候事

午

白河県庁

五月九日

当村なし

大畑なし

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕 白河県須賀川出張所設置されたことを示す達書

一一「明治三年一〇月矢吹宿組外扱いの願書白河県勸業局へ」

以書付奉願上候

石川郡

矢吹宿

右者役人共一同奉申上候当度御管轄中組村被仰出当宿之儀も組入
相成候哉之趣及承候処当町之儀者昔古寛永年中松平民部少輔様御
認居引統慶安社本多能登守様御認居其後年来松平越中守様御代文
政五年迄為御締御陣屋被為立被置隣郷三十式ヶ村当町御陣屋組下
相成居当町之儀者従前不時不慮臨時御用多有之古今組外之 者ニ
而役人共御取扱郷在と振達役人共見習御用節ニ者麻上下着用被出
苗字帯刀之免許御役御印御免御領主様へ御年頭外恐悦御在之節参
府も仕御祝儀申上悉旧例有之御用方大小名様御休泊臨時御用向御
締筋等変事昼夜一限御訴申上候儀毎度従前ニ有之且諸職業種々手

数多之旅宿ニ而組入被仰付候迎其時々他村へ可申談猶予も無之至
急御用出来旁以従前組外相成居当今迎矢張昔今同様之儀組入被仰
付候ハ品ニ寄却而御用向取締役人共諸向差支自然御用弁も手間
疾不参不都合可生基至り候間従前之通組外被成下置度左も無御座
候ハ役人共勿論小前一同差支難渋陷入可申何卒 御慈悲ヲ以従
前ニ御聞濟被成下置度遍ニ奉願上候右願之通御聞濟被成下候ハ、
従前之仕合と広大難有仕合奉存候以上

明治三年午年十月

右宿

百姓惣代

長五郎

伝藏

兵四郎

組頭

仁右衛門

卯左衛門

年寄

与平

同七郎左衛門

庄屋

惣左衛門

同勘十郎

検断

源左衛門

元

源七郎

白河県

勸業局

御役所

〔本町 熊田俊一家文書〕

〔解説〕

白河県の行政機構は、勸業局（生産・開拓・救荒）庶務局（社寺・駅通・応接・記録）会計局（書納度・養老）監察局（刑法・賞典・巡察）租税局（地方・貢税・戸籍・人別・土地・山林）に編成されていた。

一二〔明治四年一〇月堤村名主兼帯申付書白河県租税局達〕

中野目村

名主

円谷善右衛門

堤村名主兼帯申付候事

辛未印

十月四日

〔白河県租税局〕

〔中野目 円谷善人家文書〕

一三〔明治五年三月中野目村役儀申付磐前県達〕

石川郡

中野目村

庄屋

円谷善右衛門

組頭

大木 周三郎

長百姓

大木 友之助

右当分是迄之通役儀

申付置候事

壬申

三月



〔中野目 円谷善人家文書〕

一四〔明治五年三月堤村役儀申付磐前県達〕

石川郡

堤村

分郷

庄屋

円谷善右衛門

組頭

吉田清右衛門

長百姓

小川 金蔵

右当分是迄之

通役儀申付置

候事

壬申三月



〔中野目 円谷善人家文書〕

解説 中野目村（一三）堤村に対する磐前県達で矢吹町の村々は、福島県と磐前県管轄に分れる。

一五〔明治五年六月戸長以下廃止の福島県達〕

戸長・同副・郡長・同準・町年寄・村長・同副・名主・村長・心得・検断・組頭・百姓代・市在目村・錠番・伍長、

右者今般御改革ニ付被廃候事、

但、追テ御沙汰候迄 郡長・戸長・村長・名主・検断ハ事務従前ノ通可取扱候事

右之通御達相成候条 至急刻付ヲ以区中江可触達者也

壬申六月十七日

庶務課

〔国見町史第三卷〕近代資料一四

解説

大小区制施行にともなつて従来の郡村の役人を廃止するといふものである。この資料は福島県庶務課から出されたもので、これによれば、当時、戸長・副戸長・郡長・準郡長・町年寄・村長・副村長・名主・村長心得・検断・組頭・百姓代・市在目付・錠番・伍長の郡村役人が置かれていたことが知られる

一六〔明治六年二月磐前県達 正副戸長並伍長の規則・職掌〕

(表紙)

明治六年

磐前県出張第五大区棚倉申渡ニ相成候

規則并職掌

正副戸長并伍長共江

今般管内一般里胥及改正候ニ付而者各愛護之念清廉之行を本とし其職掌ヲ審にし利害得失を量り業を勧め奸を誡め断然旧習之藩離脱シ開化の境域に歩し隆盛進新の勢運に悖らず無究不測之寵蓋ニ報答候様協同して心力を振ひ将来の興起を量るべく候事

但別職掌并規則相渡候ニ付旨趣誤解無之厚く相心得可申事

明治六年二月

磐前県庁

(印)

職掌

- 一 博愛を以て小民を教導いたし候事
- 一 清廉を以て公租を調進いたし候事
- 一 戸籍を審にする事
- 一 境界と明かにする事
- 一 布達を留滞せざらしむる事
- 一 下情を壅才せざらしむる事
- 一 海陸物産の業を盛にする事
- 一 教恤会社之道を起す事
- 一 山林田圃を葛潤ならしむる事
- 一 道路橋梁を清整ならしむる事
- 一 善行意特を埋却せしめざる事
- 一 博徒盜賊を脱了せしめざる事
- 一 帳簿を審にして民家之精惑を生せしめざる事
- 一 約束を厳にして村落の争擾を醸さしめざる事
- 一 右之条々皆職分と相心得苟も自尊大之所業無之信実を以時々区内を巡視し実効と期し可申候事

一 断髮之事

一 湯屋江男女を分る事

一 神仏を正する事

一 地藏觀音之類甚外無益之石塔并辻堂類取掛之事

一 無籍之流民差置事不相成事

一 念仏躍廃止之事

一 布告を制札場江張出候事

一 会議并建白書之事

一 音信贈答禁止之事

一 五節句を廃止し神武天皇并天長節を祝日と拝し候事

一 日待庚申待等之類廃止之事

一 小学建立之事

一 街道掃除持場之事

一 道しるべを立る事

一 少年手躍狂言之類不相成事

一 博奕を厳制する事

一 若者連中之称呼廃止之事

一 孝貞義僕之事

右等之条々厚注意可有之事

規則

第一条

組合区之中央江事務扱所ヲ設ケ正副戸長之内申合日々相詰事務葛藤不生様注意シ御布告類総テ扱所江相達候条村々貫屬及寺社平民不洩様廻達各村揭示場江も為張出可申「破」

但聰中江會議所ヲ設ケ毎月十六日各戸長副戸長可致出張又組合

区區ニテ八月々三度扱所江相摺江各村異同無之様商儀可致事

区内人民専ら愛護ヲ旨トシテ人心ヲ鼓舞シ此旨趣ヲ奉戴シ諸願伺

届等尽情実承札シ之上兼而相達置候通り総テ式通ツム相認メ宥通

江押印ヲ致シ可差出事

第三条

貫屬居候之区々ハ家録之渡方ハ年四季ニ確立候条二月五月八月十

一月右之寄月別ニ雛形之通録高請取手形仕立可差出事

第四条

戸籍編制人員出入之事務ハ御規則之条々相并遺漏謬誤之弊ハ勿論

無籍無産之徒無之様精々注意可致事

第五条

区内窮民救助之方法相立候勿論荒蕪之地ニ開墾シ物産繁殖之見込

可申立事

第六条

正税雑税等兼而御布告之期限ニ遲滞なく上納可取計事

第七条

諸伺届之中通常成規有之小事件ハ幸便郵便或ハ飛脚等ヲ以支片迄

進達不苦候条右願書印封ニ而封紙江者

磐前県權令村上光雄殿 第何月何日
表——参事兄玉氏精殿 何村戸長
何ノ誰

裏 郵便 仕立便
飛脚便 幸便
年月 発ス

第八条

封書ニ而差出不苦候条大略左ニ任「破」条中ト雖モ次第ニ依
テハ出頭之上差出候儀ト可相心得事

水旱損等之届

質屋 水車 馬口喰 狐銃 清濁酒 醬油免許稅其他年季稼切れ

又ハ免除願

官林往還並木損木并道橋破損「破」急届及見分之願

米相場書

入札触之節望人無之届之類

川ニ出水船止或ハ出船届

堤防橋梁樋類破損等官普請之簾届

但自普請之議ハ不及届書至急取繕出来之上幸便可相届

官普請願

但御下知済取掛申遣右ニ付請書差出方

同取掛并出来栄届

町村鎮守社之例祭之届

貫屬諸省府県江出仕并神官僧侶之向教導職拜命之届

貫屬社寺之輩願濟他行之「破」跡引受取扱届

說教執行届

改印届

移転并送入籍生死届

徒刑之者引取願

盜難届

第九条

諸件指揮濟之廉県庁より相達候節仕立便ヲ以差出候分ハ其質ノ直
ニ可相払郵便ニて差出候節者庁ニ而操替相払置候間追而償却方可
相達事

第十条

第八条ニ掲載之銘目ノミナラス其他当人罷出候共書面ヲ以意味
判然タル議ハ総テ封書ニて可申出尤時して可解難致筋於有之者本
人呼出相尋候儀も可有之候事

第十一条

祠官祠掌正副戸長并伍長等之給料ハ年四季ニ相定官より納メ更ニ

可下渡候条兼而定額ニ見做ニ毎戸江無洩相達可置事

但取立渡方共総テ貫属録高渡期月同様タルヘキ事

右之通相達候条篤ト注意勉勵可致事

月給

一金七円 戸長

一金四円五拾錢 副戸長

但伍長給分之儀ハ追而可相達事

右之通相定候事

小十三区十六ニ至戸長伍長共

士族卒平民諸願伺届書共区长戸長奥印之上差出来候処向後其区正

副戸長之内并其村伍長之連印ヲ以テ差出ヘキ事

右之通相達候条小前末々迄無遺漏可触示者也

明治六年磐前県権令村上光雄

二月磐前県参事兒玉氏精

小十三区より十六区至正副戸長伍長共

今般文部省学制公布之隆旨ニ基キ於管内別紙区別之通許多之中小
学設置相成士民六歳以上之兒童ハ悉皆入校「破」字之方法相立候儀
ニ付相達候迄も無之義ニ候得共断然未開之旧習ヲ脱シ各自同心協
力シ眼前ノ小利ニ拘セス為来之実用ヲ期シ右用度之資本「破」レ

教養無窮之基礎ヲ創立シ文明進新ノ域ニ歩シ盛化之時運之報答候
様厚ク相心得可申貫属之輩ハ既ニ家録之内十分之一又ハ三十分四

五十分之一ヲ為学資差出候上ハ於平民も貧富其分随江左江表目ニ
準シ社金差出学制之隆旨ニ戻ラス連々実効相立候様末々迄懇相達

可申もの也

社金表目

一上戸 富々家 一年之社金貳歩

一中戸 並之家 一 一 壹歩

一下戸 貧し家 一 一 貳米

一下々戸至而貧き家 一 一 壹米

右之通相定候事

——權令村上光雄

——参事兒玉氏精

別紙中小学区分

管内ヲ四中学区三十四小学区ニ分割左之通

一第一二大区ヲ合シテ第一中学区トス

是ヲ十四小学区ニ分申候事

此人口都而九万貳千八百十五人

第三大区ヲ第二中学区ト為シ是ヲ六小学区ニ分候事

此人口都而五万六百人

一 第四大区ヲ第三中学区ト為シ是ヲ九小学区ニ分候事

此人口都而五万八千三百四十八人

一 第五大区ヲ第四中学区ト為シ是ヲ小七学区ニ分チ候事

此人口都而四万四千五百九十九人

一 一中学区毎ニ中学ヲ設ケ中学毎ニ取締二名ヲ置キ校務ヲ取扱ハセ候事

一 小学区毎ニ小学ヲ小学毎ニ世話係二名ヲ置候事

但教師或ハ兼也

一 中学ハ洋学小学ハ習字和算皇漢籍素読解説等之事

一 不便之地ハ小学ヨリ分課教室用所相設ケ候事

明治六年二月

布告類其時々小前末々迄無洩可相達義過日速議又ハ聞落る等も有之中ニハ伝聞又ハ趣意誤解杯ニ至リ候ハ不相濟事ニ付向後都而其村方制札場江張出可申事

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔解説〕 大小区制にともなう、正・副戸長と伍長の規則・職掌の

磐前県達で従来の藩風を一新しようとしているが、地域は大区・小区とも旧藩の行政単位を主としている。旧来の庄屋・組頭等村役人の呼称は廃され、大区の区長の下に小区に戸長・副戸長を置いた。しかし藩制時代の村役人の中からそれぞれ選ばれ

ている。本書はその任務・事務などまで細々と書かれている。

一七〔明治六年二月堤村伍長申付磐前県達〕

石川郡中野目

円谷善右衛門

中野目村堤村伍長申付

候事

明治六年二月

磐前県庁印



〔中野目 円谷善人家文書〕

一八〔明治六年六月明岡村・明岡新田村・神田村・堤村・松崎

村・大畑村伍長申付磐前県達〕

石川郡中野目村

伍長

円谷善右衛門

明岡村明岡新田村神田村

堤村松崎村大畑村伍長申

付候事

明治六年六月

印
磐前県庁

〔中野目 円谷善人家文書〕

一九〔明治六年一二月区画改正・区長戸長用掛什長職制の福島

県達〕

（前文略）

区分并区長以下ノ職制及役員

県下磐城両国之内六郡此ノ区分

岩代国

信夫郡八十八ヶ村分テ三区トス

伊達郡百十二ヶ村分テ三区トス

安達郡七十四ヶ村分テ三区トス

安積郡三十七ヶ村分テ一区トス

岩瀬郡八十八ヶ村分テ二区トス

磐城国

白河郡百六ヶ村三区トス

總計六郡十五区村数五百五ヶ村

一区ノ唱ヒ第一第二順ヲ追テ称シ第十五区ニ止ム、

一区ノ次第信夫郡ヲ始メ白河郡ヲ末トス、

一区名肩書ニ用ユル時ハ第一区信夫郡何村第二区信夫郡何村ト順ニ其ノ数ヲ他郡ヘ及シテ称ス、

一区ヲ分ツ反別ヲ以テセス只土地ノ広狭戸数人口ノ疎密ニ依ル、

毎区ニ会所一ヶ所ヲ置キ区内各村ノ事務ヲ便ス、

一会所ハ四方各村ノ遠キ三里内外一日往返便宜ノ地ニ置ク、

区長以下之職制

一区長ハ正準ヲ置キ正有レハ準ヲ置ス、準有レハ正置ス、土地人民ニ関係スル事件一切之ヲ取扱ヒ上下ノ情ヲ通徹セシムルヲ要ス、

一戸長ハ職掌区長ニ亜キ、区長ヲ佐ケテ区内各村ノ庶務ヲ弁ス、

一附屬ハ区長戸長ノ指揮ヲ受ケ筆算諸記録ノ事ヲ成ス、

一用掛ハ各村ニ在テ会所ヨリ触達ヲ受ケ継キ其他村内細務ノ事ニ

管ス、

一什長ハ諸触達アルヲ其什中ヘ廻達シ老幼婦女子ニ至迄是ヲ告聞

シ、其他什中細務ノ事ニ管ス、

役員

一区長 正準ノ内一区ニ一員、

一戸長 一区ニ三員、

一附屬 一区ニ三員、

以上人員会所ニ在勤ス、

一用掛ハ各村ニ一人或ハ二人是ヲ什長中ヨリ撰挙シ什長ヲ兼テ居

村ニ在テ勤ム、

一 仕長ハ則チ戸主十人ノ組ニシテ百事相補助共ニスルノ組合ナリ、山間等ニテ戸数僅ニ二三軒或ハ六七軒ニシテ十軒ニ滿スト雖モ必ス遠隔ノ処ヨリ引組ヲ要セス其儘一組ニ立置ヘシ、

民費之例（下略）

〔県庁文書F二八二〇〕

解説 大小区制の戸長・副戸長・伍長が旧村役人（名主・組頭）で占められ、しかも薄給では重責をはたせないもので、区画を改定し郡村の役人を優遇し勉勵するため、大小区制を廃止して区会所制に改定するというものである。本書の前文に区画改正の趣旨があり、後の部分に区長以下の給料と区会所総費が書かれているが、省略した。管轄六郡を一五区に分け、区会所に区長（華区長）一名・戸長三名附属三名を置き、各村ごとに用掛一名或は二名、仕長は戸数一〇軒前後に一名を置き、布達の徹底と区内各村の庶務を処理させるとある。

この規則は福島県が政府の認可を得て六年一月に制定し、これにもとづいて翌七年一月二〇日に県達を出している（二〇）

二〇〔明治七年一月区画改正・正副戸長正副伍長廃止の福島県達〕

達

御維新已来、愛民之御趣意深カラサルニハ無之候得共、百事御多端之折柄ニ上下之情実自然隔絶ニ立至候哉モ難計、氣之毒ニ打過候内、今般厚ク県庁迄御諭達之次第モ有之ニ付、是非人民之

安堵ヲ要シ、更ニ一層之勉勵ヲ加ヘ地方官ノ職分ヲ尽度真実存入候事ニ候、然ル処是迄ノ如キ管下ノ姿ニテハ兎角上下之情実不相通、百事振興之見込無之候ニ付、今般更ニ後書之通区画ヲ改メ、区戸長等ヲ精撰シ、冗費ヲ省キ壅滞ヲ疏シ、人民安堵ノ基ヲ立候条、小前末々ニ於テモ厚ク相心得、新任ノ区戸長等ハ、凡テ父兄ノ思ヒヲ成シ、相依リ相親ミ營業無怠様可致、依テ此旨相達候事、但、従前正副戸長正副伍長一切廃止候事、

明治七年一月二十日

福島県令安場保和

（後略）

〔県庁文書F八九五〕

解説 前号資料の趣旨から出された県達で、大小区制と従来の役員を廃止し新たに区会所を設けている。

柿之内村は、第一区須賀川区会所、大和久村・松倉村・松倉新田村・三城目村・三城目新田村・須乗村・須乗新田村の各村は第一三区小田川区会所に属することになった。

二一〔明治七年二月中野目村外六ヶ村戸長申付磐前県達〕

伍長

円谷善右衛門

中野目神田堤大畑松崎明岡
明岡新田七ヶ村戸長申付候
事

明治七年二月

磐前
県庁
印

〔中野目 円谷善人家文書〕

二二 〔明治七年四月区会所會議開催に関する福島県達〕

第九号

告諭

此度大小区ヲ廃シテ六郡ヲ十五ニ区分ケシ、区長以下数名ヲ撰ラミ会所ヲ設ケ村々ノ御用ヲ取扱候事ハ、県庁ノ物好奇ニイタシタル訳ニハ無之、第一斯開ラケタル世ノ有様ヲ村々小前々迄能々弁ヘシリ、善ヲ取り惡數ヲ捨テ銘々職業ヲ尽シ、仰テ父母尊長ニ事ヘ俯シテ妻子眷族ヲ養ヒ恨ラミナカシメントノ厚キ 天朝ノ思召ニ遵ヒ奉リ、又是迄県庁役々井村役人其ノ取扱振ノ善惡、村入用ノ割合方、村々一体ノ風議、銘々ノ心得方ニ至マテ委ク承知イタシ、尤ナル事天朝ヘ申上、我儘ナル分別ヨリ起リシ事ハ夫々利解ヲ加ヒ、全体ノ取斗ヒ向漸々ヨロシキ改正イタシ候為ニ聞キタル事ナレハ、末々迄能々其訳柄ヲ弁ヒ気取違無之様、吃ト相心得可申事、

右之通ニ付年々春秋両度宛日數ヲ定メ区々ノ會議ヲ開キ我等始メ出張、左ニ記セシ稜々ノ類ヲ談合勘弁シ衆人ノ良トスル所ノ事ハ

之ヲ行ヒ惡シトスル所ハ止メ可申候間、村々ヨリ名代人ヲ撰ミ可差出事、

撰方左之通

兼々行狀ヨロシク世話向等正路ニ行届候モノ、

村町身上分限アルモノ、

医師神官僧侶

町村ニ於テ公事出入等ニ付肝煎利口体ノモノ、

農作又ハ諸職業ニ心掛ヨロシク功者ナル人、

商法掛リニ馴レ融通ヲ弁ヘタルモノ、

区内村町上下ノ為合、又ハ宜シカラサル事ニ心付存寄アルモノ、

右之類ヲ撰出シ日限中村町入費ニテ可差出、尤止宿ノ儀別段安料賄ニテ郷宿申付置候間、会谈掛リノモノヘ打合セ止宿イタシ別宿不相成候事、

会谈ノ諸件大略

一元服葬式追善供養又ハ嫁取婿取ノ習ハシ、

一古来ヨリ仕来候大小神事檀那寺婦依僧等上ケ物等ノ習ハシ、

一村限又ハ組合村々道橋ノ手入水除用水等ノ仕来リ、

一田畑種卸植付肥手入ノ時候仕方又ハ山林薪取草刈鎌入野焼等

ノ習ハシ、

一年中休日ノ習ハシ、

一 養蚕種子紙糸取ノ方法、

一 炭焼樵夫ノ時候方法、

一 大隈川其外通船水利ノ模様、

一 諸木植付ノ仕法、

一 桑苗仕立方桑ノ善惡手入ノ仕方、

一 水干損ノ場処又ハ川欠荒地等ノ模様、

一 飯水ノ便不使火盜難ノ用心取締向等、

右之外町村ノ利ヲ起シ害ヲ除クヘキ稜々何ニヨラス会談ニタシ候事、

明治七年四月二十二日

福島県令 安場保和

〔国見町史第三卷〕近代資料(二)

二三〔明治七年五月中野目村神田村戸長申付磐前県達〕

円谷善右衛門

中野目神田二ヶ村戸長更ニ

申付候事

明治七年五月四日

印
磐前県庁

〔中野目 円谷善人家文書〕

二四〔明治七年五月大畑村堤村戸長申付磐前県達〕

石川郡北大畑村農

青木政之助

北大畑堤二ヶ村戸長申付候事

明治七年五月四日

印
磐前県庁

〔大畑 青木政義家文書〕

二五〔明治七年一〇月用掛への磐前県達〕

口達謙書

一 今回村吏御更革ニツキテハ各村用掛戮力^(ツクリカサシメ)勉^(ツツミ)事務ヲ^(ツツシ)瞭^(ツツシ)拳^(ツツシ)シ御
趣意ニ不悖^(モトツ)様厚ク注意スヘキ事

一 隆盛維新聖旨ヲ戴認シ庶人ノ情ニ不悖^(モトツ)様懸念シテ先導スベキ
事

一 用掛事務ノ村名及生高戸数人口共記載別紙雛形之通明細細短冊
可差出事

一 村之公用及会議等ニテ用掛会所出頭一泊スル節ハ民費課条例ノ
定額ニヨリ村費ヲ以旅費ヲ支給スヘキ事

但村費割出ノ節ハ会所検査ヲ可受事

一月々二日ヲ以会議日ト定候事

一戸籍出入届ハ毎月二日会議出頭之節持参可致事

但事故アリ欠席スル時ハ届一同戸籍出入届可届出事

一公租ハ勿論諸上納及進達物等必期ヲ不^{アツク}怠^{アツク}上進可致事

一諸願伺書結テ三通届書式通宛可届出事

一用掛会所へ出頭セハ真ニ出頭簿ニ姓名ヲ記スヘキ事

一通常諸願伺届等午前九時ヨリ午後第一時迄ニ可届出事

一証印税三分方上納分ヲ令遷延ノ村々有之甚タ不都合ニ候条速ニ

上納可致事

一道路橋梁ヲ修整可致事

一兼而御告諭之候石仏掃除及断髪之儀懇ニ小民説得之上率事可致

事

記

一証印税三分通上納之事

一清酒醬油免許税金上納之事

一猟銃職願出之事

一職人名調上届之事

一茶桑緒拝借人有無取調之事

一用掛拜命短冊届之事

一合鑑上届之事

一本年十六年依十九年相当し者取調上届事

右草々上納可取計候也

七年十月十九日

〔新町 佐久間二家文書〕

〔同一文書が本町熊田俊一家にも所蔵されている〕

二六〔明治八年一二月区画改正・区会所位置の県達〕

是迄ノ区画ヲ廃シ、更ニ管内十区ニ分チ左ノヶ所へ会所ヲ設置候、此段相達候事

第一区福島 第二区桑折 第三区保原 第四区川俣 第五区二

本松 第六区本宮 第七区開成山 第八区須賀川 第九区矢吹

第十区白河

右之通相定候事

明治八年十二月十八日

県第二十九号達

是迄ノ区画ヲ廃シ 更ニ管内十区ニ分チ左ノヶ所へ会所ヲ設置所轄村々相定候条 区内普ク可触示 此旨相達候事

明治八年十二月二十四日

〔新町 佐久間二家文書〕

〔解説〕 明治八年一二月磐前県管轄であつた石川郡明岡村・明岡

新田村・中野目村・神田村・堤村・大畑村・中畑村・中畑新田村・矢吹村は白川郡に編入し、一二月一八日合併前の福島県に移っている。福島県はこれまでの管内一五区を一〇区に改正し、第九区会所を矢吹に定め一二月二四日より発足した。

二七〔明治八年一二月第九区会所 矢吹管轄五十五ヶ村村名〕

第九区矢吹会所々轄村々

所轄村々合五十五ヶ村

矢吹 矢吹新田 中畑 中畑新田 大畑 堤 神田 松崎 中ノ目 明岡 明岡新田 小田川 太田川 踏瀬 同新田 大和久上新城 中新城 下新城 泉崎 七軒新田 十軒新田 松倉北平山 同新田 関和久 川原田 吉岡 二子塚 同新田 滑津三城目 同新田 須乗 同新田 上ノ出島 下ノ出島 大竹 小貫 太田輪

岩瀬郡

柿ノ内 小川 上大里 下大里 安養寺新田 久来石 高林 飯豊 白子 上松本 下松本 牧ノ内 後藤新田 笠石 成田

〔県庁文書F一三六〇抜粋〕

二八〔明治九年三月福島県村々合併分裂改称伺書〕

(表紙)

「磐城
岩代国村々之内

合併分裂改称取調書

福島県

当県下村々合併分裂等之義ニ付伺

当県下磐城岩代国之内村々合併分裂之義ニ付三月二十四日相伺

候処、詮議ノ次第有之難聞届、尤村名ニ而已相改度伺出之分ハ可聞届云々本月四日御指令之趣致承知候、右合併分裂之子細ハ既ニ具陳之末ニ付更ニ申述候迄モ無之候得共、全体地盤之交錯ト小村ノ費用ニ難堪シテ独立スル不能等、村民便宜ヲ得度願出候義ニ有之処、御指令之趣ニ付夫々差扣可為致苦ニ候得共、方今地租改正ニ当リ実地調査上合併分裂ナス可ハ其手順ヲ以テ現地諸帳簿図面等迄追々編成候實際ニ付、折角之運歩ヲ止メ更ニ引直シ候事ニ立至リ候ハ、実ニ当務差支候次第ニ付、何分最前伺之通都テ御許可被下度、此条再応相伺候、以上、

明治九年四月十七日

福島県参事 山吉盛典 内務卿大久保利通殿

追テ別紙村名仮名付ノ上巻冊差出申候、

〔朱印〕書面伺之趣聞届候事、

但、下紙之廉ハ仮名ヲ附シ早々可届出事、

明治九年五月五日

内務卿 大久保利通 内務卿 同郡

(略)

磐城国白河郡

三城目村

一反別百九拾四町壹反八畝拾六歩

一戸數百貳拾五軒

同国 同郡

同新田村^{シンダ}

一反別拾五町六反式畝貳拾歩

一無戸

合 一反別貳百九町八反壹畝拾貳歩
戸數百貳拾五軒

右式ヶ村合併

三城目村ト更称^{サンシヨウ}

是者地盤上粗新田ト本田ト区分有之雖モ新田地ニ本村之者住居
無ク新田無戸ニシテ名称ヲ存スルノミ甚不都合ニ付合併之積リ
別紙第五号略図之通ノ景況ニ有之候

同国 同郡

松倉村^{マツクラ}

一反別六拾三町三反三畝貳拾壹歩七厘

一戸數三拾四軒

同国 同郡

七軒新田村

一反別七町九反式畝四歩

一戸數貳軒

合 一反別七拾壹町貳反五畝貳拾五歩七厘
戸數三拾六軒

右式ヶ村合併

松倉村ト更称^{マツクラ}

是者従前七軒新田戸數瑣少ニ付万事松倉村ニ屬シ到底独立難相
成候付合併之積リ別紙第六号略図之通景況ニ有之候

(略)

同国 同郡

須乗村^{スノリ}

一反別貳拾三町七反三畝拾六歩

一戸數拾七軒

同国 同郡

同新田村^{シンダ}

一反別貳拾五町貳反九畝

一戸數拾軒

合 一反別四拾九町貳畝拾六歩
戸數貳拾七軒

右式ヶ村合併

須乗村ト更称^{スノリ}

是者両村共戸數瑣少ニシテ新田ハ從來支村之儀ニ付合併之積リ
実地別紙第八号略図面之通ニ有之候

(略)

右之通村々合併分裂及改称致度依テ取調進達仕候也

明治九年三月

福島県

改称八ヶ村

〔県庁文書F一六四抜粋〕

〔解説〕 福島県の地租改正事業のなかで、村々の分裂・合併が必要となり、福島県が政府に許可を求めた時の取調書である。磐前県管轄分については同様文書が見当らない。

二九は認可を得て六月一日付で県下に達したものである。

三〇〔明治九年一二月区治職制の県達〕

区治職制

二九〔明治九年六月三城目村・松倉村・須乗村村名改称の福島

県達〕

副区長

県第四十五号

管下磐城岩代国村々之内別紙之通分裂合併更称候条、此旨区内無洩可触示候事

明治九年六月十一日

福島県参事山吉盛典

（略）

白河郡

三城目村合併
同 新田村合併

改 三城目村

松倉村合併
七軒新田村合併

改 松倉村

須乗村合併
同 新田村合併

改 須乗村

（略）

合併七拾三ヶ村

区長 正アレバ副ヲ置カス、副アレハ正ヲ置ス、

憲法典令ヲ遵奉シ、県令ノ指揮ニ從ヒ区内人民保護ノ旨ヲ体認シ、上旨ヲ下達シテ浹洽ナラシメ、下情ヲ上暢シテ壅塞セシムルナク、区内百般ノ事務ヲ調理スルヲ掌ル、

事務章程中、掲載セル諸件ヲ整スルヲ得、区内ノ事務掌ラサルコトアレハ上下ニ対シ其責ニ任ス、正副戸長以上ハ県庁ニ於テ

命スト雖モ其能否勤情ハ常ニ審案具状シ撰択免黜ノ事ニ于預スルヲ得、用係以下ハ能否勤情ヲ検査シ、選任免黜ヲ専行スルヲ

得、非常ノ事アラハ速ニ具状シ処分ヲ乞ハ勿論ナリト雖モ、若事ノ急遽ニ出ルモノハ近傍派駐ノ警察官ニ協議シ便宜処分スル

コトアルヘシ、

戸長 定員二名

区長ヲ輔ケ区内百般ノ事務ニ参与スルヲ得、区長不在若クハ疾

病事故アルトキハ一切其職掌ヲ代理スルヲ得、

副戸長 定員五名

副戸長 定員五名

病事故アルトキハ一切其職掌ヲ代理スルヲ得、

副戸長 定員五名

区長ノ指揮ニ随ヒ区内ノ諸務ヲ分掌ス、

用掛 各村一名乃至二名

町村ニ在テ布告布達ノ類ヲ遵奉シ常ニ什長ヘ其旨趣ヲ懇篤説明シ、其他総テ区戸長ノ指揮ニ従ヒ町村内ノ庶務ヲ掌ル、瑣末ノ事タリト雖モ自己ノ意見ヲ以テ専断スルヲ得ス、

什長 十戸ニ一長ヲ置クト雖モ戸數ノ多寡ニ依リ適宜斟酌スルハ妨ケナシ、

各組ニ在テ布告布達ノ類ヲ受ケ熟読シ組内毎戸ニ其旨趣ヲ懇達シ、資金ヲ取立課金ヲ集メテ会所ニ納メ、組中諸顧問届等ヘ連印スルヲ掌ル、瑣末ノ事タリト雖モ自己ノ意見ヲ専断スルヲ得ス、用掛不在ノ時ハ其事務ヲ代理スルヲ得、

〔県庁文書F二八二〕

〔解説〕 明治九年八月若松県・磐前県・福島県が合併して新しい福島県が生れた。これにともなつて郡村の制度を統一再編成する必要がある、九年一月一日に制定されたのが「区治職制」「区治事務章程」「新区取扱心得」であつた。区画も改正され、旧福島県分はそのままで第一区から第十区まで、旧若松県分は第十一区から第十七区まで、旧磐前県分は第十八区から第二十六区まで、と改定が行なわれた。しかし矢吹町の村々は従来のまま第九区矢吹会所に属した。この区治職制・区治事務章程・新区取扱心得によりあらためて区長・戸長・書記・用掛・什長の職務分掌が示された。長文になるので、ここでは区治職制だけを収録した。

三一〔明治一〇年二月町村総代人心得書・総代人選挙法の草案〕 庶第八拾三号

各区々戸長

昨九年第百三拾号公布之趣モ有之候ニ付各町村総代人心得書并選挙法別紙二通之通相達候、尤此総代人臨時区会県会等ノ議員ニ可充ノ見込ニ候条、決テ濫撰ニ不相成真実得其人候様篤ク注意別紙ニ準拠撰定ノ上来ル二月十五日迄ニ無遅姓名可届出候、就テハ改租総代人ヲ除クノ外是迄各町村適宜相立置候総代人ハ相廃候儀ト可相心得、此旨相達候事

明治十年二月九日

総代人撰方

第一条 一町村毎ニ四人ヨリ多カラス二人ヨリ少ナカラサルヲ以テ定員トシ之ヲ町村総代人トス、

第二条 年令二十一歳以上ニシテ価格三百円以上ノ地ヲ管内ニ有スル該町村本籍之者ニ限ルモノトスレドモ三百円以上ノ

地ヲ有スルモノナキ町村ハ凡五百円以上ノ動産ヲ有スル者ヨリ撰フモ妨ケナキモノトス、

第三条 総代人ノ撰ニ入レサルモノ左ノ如シ、

- 一、懲役一年以上実決ノ刑ニ所セラレシ者、
- 二、身代限りノ所分ヲ受シモノ、
- 三、常ニ全戸他管ニ寄留ノ者、

四、官職アル者、

但、準官吏タルモノ亦同シ、

第四条

町村総代人ヲ撰挙スルハ該町村内本籍ニシテ多少ノ不動産ヲ管内ニ有スルモノ一同ヲシテ公選投票セシメ多数ニ依リ定ムルモノトス、

第五条

毎区内各町村総代人中ニ就テ尤モ其望ヲ属スル人物交互投票セシメ多数ニ依リ之ヲ区内大総代トス、

但、区内大総代ハ二名ヨリ少ナカラス四名ヨリ多カラサルヲ定員トス、

第六条

町村総代人トモ毎年二月ヲ定期トシ改撰スルモノトス依テ一年ヲ勤務ノ年限トス、

第七条

町村総代人区内大総代トモ其地ノ義務ナルヲ以テ当撰ノ上ハ其年限内私ニ之ヲ辞スルヲ得サルモノトス、

第八条

総代人若シ破産或ハ犯罪等ノコトアリ第二条第三条ニ触レルトキハ臨時之ヲ改撰スルモノトス、

第九条

定期臨時改撰ニ当テハ其撰挙方ハ第一見ヨリ第五条迄ノ手続ニ準拠スルモノトス、

第十条

町村総代区総代共投票ハ其会所ニ於テ開封人名撰定届出ノ節一町村限投票本紙取纏メ相添差出スヘキモノトス、

第一条

総代人ハ一町村小前ノ代理者タルヲ以テ昨九年第三百拾

総代人心得

号公布ニ依リ金穀公借共有物取扱土木起功等ノ事ニ与ル素ヨリ其分トス、

第二条

前条ノ場合ニ於テハ人民ノ利害得失民情ノ向背如何ヲ斟酌シ公益公利ヲ目的トスルヲ要ス、

第三条

第三百三拾号公布第二条ノ場合ニ於テハ町村総代人ハ本条但書ニ拠リ其代理トウルヲ得、

第四条

人民ノ利害得失ニ係リ候事臨時垂問スルコトモ可有之ニ付平生厚ク注意スルヲ要ス、

第五条

区内総代町村総代人掌管ノ区分ハ只其事ノ大小輕重ニ依ルモノト雖モ第三百三拾号公布第一条ノ場合ニ於テハ其別ナキモノトス、

第六条

区内総代ハ臨時本庁エ召集下儀スルコトアルベキニ付平生其心得アルベシ、

第七条

総代人集合ノ節ハ必ス区会所ニ告クベシ、区戸長ノ内之ニ出席スルモノトス、

第八条

総代人ハ総テ給料ハ之ナキモノトス、

第九条

総代人ノ場合ニ於テ他出スルトキハ、町村総代ハ町村費、区内総代ハ区費、ヲ以テ旅費ヲ給スルハ勿論ナリトス、

委任状

一今般県第何号ヲ以テ総代人撰挙方及総代人心得御達相成ニ付右

区町村内総代理之事、

右委任候上ハ上評ニ依リ決定スル処後日ニ至リ聊カ異議無之候、
依テ委任状如件、

年 月

福島県第何区何村

連名

何村

何某殿

〔県庁文書F八一〕

〔解説〕 政府は明治九年一〇月太政官布告第一三〇号金穀公借共有物取扱土木起功規則を公布して、町村内の不動産所有者に金穀の公借・共有物の売買・土木の起功の権限を認め、不動産所有者の総代をその代理者とした。福島県では一〇年二月九日に総代人心得書・総代人選挙法を制定し、村々の総代人を二月一日までに出して届け出るように命じた。これによって村々では、金穀の公借や共有物の売買や土木の起功などについて寄合が開かれ、その決議にしたがって総代人が町村の代理者として、その処理にあたった。総代人の町村の代理者としての権限は一年一月の福島県民会規則施行によって町村会の権限に移された。

三二〔明治十一年一月民会議員選挙事務係心得申付 第九区会

処達〕

円谷善右衛門

民会議員選挙事務係

心得申付候事

中野目村

但明 岡村担掌之事

神田村

明治十一年一月十七日

第九区会処

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕 明治八年六月二〇日地方長官の初会議が開かれた時、町村民会設置を可決しているが県では九年から翌一〇年にかけて草案を作成し「福島県民会規則」を明治十一年一月四日に施行した。これは自由民権運動などの影響もあり全国に先がけてのものであった。

民会規則は、町村会規則、区会規則、県会規則の三つからなり、それぞれの議員選挙も行われている。本文書は選挙事務係の申付書で各村の用掛などがその事務を行ったものと思われる。

三三〔明治十一年一月中野目村・明岡村・神田村用係申付 第

九区会処達〕

円谷善右衛門

中野目村

明岡村 用係申付候事

神田村

但月給金貳円二十五銭可相渡事

明治十一年一月十七日

第九区会処印

〔中野目 円谷善人家文書〕

三四〔明治一一年二月中畑村民会議員〕

福島県第九区中畑村

議長 小針七右衛門

幹事 高久 本慶

〃 遠藤 七兵衛

議員名左ノ如シ

一番 大和田 亀 吉

三番 水 戸 角三郎

五番 箱 崎 友 吉

七番 鈴 木 竹次郎

九番 薄 葉 要 八

十一番 岡 崎 五平衛

十三番 水 戸 亥之助

十五番 野 崎 留 吉

十七番 小 川 善 作

二番 薄 葉 伊 蔵

四番 仁井田 善三郎

六番 高久 文右衛門

八番 蛭 田 勝次郎

十番 鈴 木 鷹 蔵

十二番 水 戸 茂三郎

十四番 吉 田 文 吉

十六番 佐 藤 源次郎

十八番 岡 崎 長次郎

十九番 蛭 田 三五郎

明治十一年二月二十八日民会議員開折掛り出張区長荒川殿巡查官
小溪殿明備岡本殿

議員選舉事務係

小針東五郎

〔中畑 小針頼晴家文書〕

〔解説〕 明治一一年一月四日施行された「福島県民会規則」によ

り選出された中畑村民会議員名で、同年二月に早速開会して
る。この地方では早い方であると思われる。

三五〔明治一一年四月中畑村民会議定の第九区への報告〕

別紙村民会議員ニ於テ決議之通施行候様可致此ノ如相達候也

第九区々長 荒川留七郎

明治十一年六月二十八日

中畑村

用係中

什長中

中畑村会成議案

一議員仲間氣場延滞所置議定之中

但シ連印議定書別紙有之

一若者連ヲ止メ消防組ヲ企ル事

但シ火災消防組ハ其用具ヲ調整シ一切備ト措番組ヲ定メ年令十五年ヨリ三十年迄ノ者ハ四季ニ一度宛宿ヲ設ケ稽古ヲ成ス事

一葬礼之時節儉之事

但シ葬式必要之役付之者并ニ棺槨手伝年寄丈ハ酒肴二三種ニ而賄且九族尽集セズ近戚坪内ノ者共落之立賄ノミ世話人ノ悉索計ル事

一用水堰普請六月一日之事

但シ人足遺私等之際ハ村吏江委宅シ尤取持高ニ応シ公平ニ割合シ事

一田植定旧六月十五日ヨリ之事

但シ本年ノ見込ミ

右之通村会ニ於テ決議仕候也

明治十一年四月

議員	蛭田	勝三郎	議員	薄葉	要八
〃	水戸	茂三郎	〃	仁井田	善三郎
〃	蛭田	三五郎	〃	薄葉	伊藏
〃	大和田	亀吉	〃	佐藤	源治郎
〃	鈴木	竹次郎	〃	鈴木	鷹松
〃	岡崎	五郎平	〃	高久	文右衛門

議員 水戸 亥之助 議員 小川 善作

〃 水戸 角三郎 〃 水戸 勘重郎

〃 吉田 文吉 〃 箱崎 友吉

〃 野崎 留吉 幹事 高久 本慶

幹事 岡崎 長右衛門 議長 遠藤 七兵衛

明治十一年六月二十八日

第九区長 荒川留七殿

〔中畑 小針頼晴家文書〕

〔解説〕 本資料は民会規則による村会の決議を第九区長へ報告したもので、身近な問題をとりあげ議定しているのは興味深い。

同年二月の議員と若干異動がある。

三六〔第九区区会議員名〕

第九区 区会議員

一番	大里村	大木 称寿
二番	笠石村	小貫 喜助
三番	三城目村	大輪 志津衛
四番	矢吹村	小林 森房
五番	大和久村	星 吉右衛門
六番	泉崎村	小山田 勘之丞
七番	上野出島村	鈴木 善重

八番 中新城村 小針 六左衛門
 九番 滑津村 吉田 儀平
 十番 明岡村 円谷 莊左衛門
 十一番 関和久村 田崎 平之丞
 十二番 白子村 木村 正清
 十三番 大田川村 渡辺 庫太
 十四番 牧之内村 小畑 岩司
 十五番 北平山村 熊田 伝之助
 十六番 吉岡村 長田 惣七
 十七番 矢吹村 横川 栄治
 十八番 中畑村 岡崎 長次郎
 十九番 下松本村 芳賀 良右衛門
 二十番 成田村 鷗沼 譜
 二十一番 二子塚村 斉藤 滝蔵
 二十二番 議 長 吉田 次三郎
 二十三番 幹事 長 小針 七左衛門
 二十四番 幹事 岡部 泰三
 以上区会二十四名

〔中畑 小針頼晴家文書〕

〔解説〕 民会規則による第九区會議員名である矢吹村小林森房
 横川栄治 三城目村大輪志津衛 大和久村星吉右衛門 明岡村

円谷莊左衛門 中畑村岡崎長次郎 小針七左衛門の名がある。

三七〔明治一一年四月第九区會議場心得〕

議場心得

此区会ハ客歳十二月本県ノ民会規則題辭ノ旨趣ヲ奉シ上下協和
 民情暢達ノ路ヲ開キ創案ノ際村会ノ標準タラシメント欲ス各
 員深ク注意スヘシ

第一款

一 総テ會議ニ関スル諸達書重キハ議長輕キハ幹事ノ名称ヲ以テス
 ヘシ

第二款

一 議場ニ於テ議員言ヲ發セント欲スルトキハ平立シテ何番議長ト
 呼ビ議長第何番ト答フルヲ待テ發言スヘシ

第三款

一 若シ事故アリテ參場ノ時限ニ殿ルル時ハ本席ニ就カスシテ先ツ
 其事由ヲ幹事ニ告クヘシ此時幹事ハ柝ヲ撃チ議事ヲ止メ遅參ノ
 旨ヲ開告ス了テ本人席ニ就キ礼ヲ述ヘ本議ニ復スヘシ

第四款

一 撃柝五各員列ニ就ク撃柝ニ各員議ヲ止ム 撃柝三各員退場ス

第五款

一 議員故ラニ病氣ト称シテ怠ル等ノ事有ルヘカラス

第六款

一 議事ヲ傍聴セント欲スル者ハ名刺ヲ幹事ニ出シ承認ヲ得ルモノトス

第七款

一 区会退散后チ止宿ト雖モ妄リニ酒宴等ヲ堅ク禁スル事

第八款

一 議長幹事自ラ会ニ参与セント欲サハ議長ノ代理ハ幹事ヲ以テス
但 議長幹事番外ノ席ニ就クノ間ハ議員ト同權タルヘシ

第九款

一 区会定日ノ儀ハ三月九月二回共十五日ヨリ開会^(中)ノ儀ト決ス
右者区会決定スル者也

明治十一年四月八日

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三八〔明治一一年第九区會議布告布達普及法の決定〕

布告布達普及法議案

第一款

一 布告布達及諸達書ハ各村適宜二部放ヲ定員ト雖トモ概略二部トシ一部ハ用掛エ止メ置キ一部ハ毎戸二回達シ回尾ヨリ用掛元ヘ返戻スルモノトス

但帳簿ヲ製シ布告結ヒ附銘々捺印スルモノトス最モ本人不

在中ハ親ニテ承印スヘシ

第二款

一 布告布達講読ノ儀ハ月々日曜日ヲ以テ月ニ二日トシ戸主ヲ用係宅迄呼出シ用掛ヲシテ悉ク講読スルモノトス

但シ坪切リ呼集メ講読スル儀ハ此限ニアラス

第三款

一 回達ノ順席ハ村会ニ附シ適宜ニ定ムルモノトス
右区会々議決定スル者也

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三九〔明治一一年第九区會議区内取締及安寧風議ニ関スル決定〕

定

区内取締及安寧風議ニ関スル等

第一款

一 庚申山守神念仏等ノ類都而無謂講結ヒ酒食ヲ催ス等ノ弊風アリ問敷ノ事

第二款

一 断髪ノ儀者公布之趣之アルト雖モ開化ノ一条ナレハ老若ヲ論セス振髪スル事

第三款

一 祭日ニハ国旗ヲ掲クルノ公布モ有之ノ処各村区々ニ付以降一班

ニ毎戸掲クル事

附タリ巾二尺長サ三尺タルヘシ品ノ儀ハ勝手タルヘキ事

第四款

一諸礼式ノ節上下ヲ礼服トシテ着用スルノ習慣ヲ以降正礼服ヲ用
ユル事

但シ羽織袴ヲ用スルモ此限ニアラス

第五款

一冠婚葬祭ノ事

冠婚葬ハ九族（我祖父父子孫兄弟）
（伯父叔母從弟甥姪）外向之軒両隣ノモノヲシテ

酒肴等三四種ニ賄ハ一飯トシ互ニ手土産等一切アル間敷事

但シ官担キハ各村々会ニ附シ議決アル事

第六款

一末社祭日ノ事

祭日ハ村社祭典同日タルヘシ

但シ一年中一日タル事

第七款

一各村休暇之事

休暇ハ日曜日ヲ休業スル事

第八款

一消防組設置ノ事

消防組ハ滿十五年ヨリ滿三十五年タルヘシ

但年令ニ適スルモノ一戸ニシテ二名アル時ハ適宜ヲ以テ一

人タルヘシ

第九款

一若者連ノ事

各村元若者ト称シ講ヲ結ヒ附劇場ニ臨ミ甚シキ振舞ナスノ弊慣
ヲ停シ村吏堅ク取締以降之ナキ様注意スヘキ事

右区会決定スル者也

〔中畑 岡崎長成家文書〕

【解説】 福島県第九区会議規則など短期間であつたが「民会規
則」による区会議の内容を知ることができる。

四〇〔明治一一年四月民会規則による県會議員点検証〕

点 検 証

福島県第九区中畑村

小針七左衛門

落札

但第一札数拾七枚

右点検之上県會議

員ニ決定スル者也

撰挙事務心得

荒川留七印

明治十一年四月十二日

〔中畑 小針頼晴家文書〕

解説 民会規則により村会・区会・県会が設置され、本資料は第九区から選出された県会議の当選証書である。六月一日福島西蓮寺に集まり、県会議事堂の新築・地方民会の運営方法などについて協議し民意が政治に反映する道がようやく開けたのである。

四一〔明治一一年六月中野目村・神田村・明岡村用係申付 第

九区会所達〕

中野目村

神田村 用係

明岡村

円谷善右衛門

堤村用係兼勤申付候事

但月金貳拾五錢増給候事

明治十一年六月十二日

印
第九区会処

〔中野目 円谷善人家文書〕

四二〔明治一二年一月郡役所位置の県達〕

県甲第八号

昨明治十一年第十七号公布ニ基キ従前ノ区画ヲ廃シニ付、郡役所位置左之通相定候条、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山吉盛典

郡役所位置

信夫郡福島、伊達郡保原、安達郡二本松、安積郡桑野、岩瀬郡須賀川
南会津郡田島、北会津郡若松、耶麻郡塩川、河沼郡坂下、大沼郡高
田、東白川郡棚倉、西白河郡白河、石川郡石川、田村郡三春、菊田
郡・磐前郡・磐城郡磐前郡平、楡葉郡・楡葉郡富岡、行方郡・宇多
郡宇多郡、東蒲原郡津川、

〔県庁文書F八八二〕

解説 政府は明治一一年七月太政官布告第十七号郡区町村編制法・同第十八号府県会規則・同第十九号地方税規則の、いわゆる三新法を公布し、さらに同月太政官達の府県官職制および一三年太政官布告第十八号区町村会法と合せて、地方制度の一つの体係をつくり、最初の地方自治制度ができあがった。①明治四年以来の区制が完全に否定され、郡および町村が行政単位として定置された。すなわち、郡区町村編制法や区町村会法は従来の区ではなく、東京・大阪のようにひろい所は数区に分けるといふものである。②府県および町村にそれぞれ住民の参加する議会を認める。③府県（府知事県令）―郡（郡長）―町村（戸長）という官僚的統治機構を作る。④町村の長（戸長）を公選とした。⑤町村の長（戸長）は町村の行政事務官と町村を代表する理事者との二つの機能を有する。以上のような特徴を

もつ三新法が公布されたことによつて、福島県は明治一二年一月に郡町村制施行の規則を定めた。この資料はまず従来の区画を廃し区会所を廃止して、郡役所を設置するというものである。

この時、従来の白川郡は東白川郡と西白河郡に分けられ、矢吹の村々は西白河郡になり郡役所は白河に設置された。

以下の資料は郡町村制施行によつて、従来町村の事務を扱つてきた用掛・什長を廃止するもの(四三)、および郡の事務を扱う役所を郡役所と称し町村の事務を扱う役場を戸長役場と称する(四四)というものである。

四三〔明治一二年一月町村用掛・什長廃止の県達〕

県甲第九号

今般郡村制施行ニ付、従前ノ町村用掛并什長相廃候条、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛 典

〔県庁文書F八八九〕

四四〔明治一二年一月郡役所・戸長役場名称の県達〕

県甲第十号

郡ノ事務取扱所ハ郡役所ト称シ、戸長事務取扱所ハ戸長役場ト可称、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛 典

〔県庁文書F八八九〕

四五〔明治一二年一月人民諸願伺届に町村戸長連印の県達〕

県甲第十一号

人民ヨリ差出ス諸願伺届ハ、総テ其町村戸長連印スヘシ、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛 典

〔県庁文書F八八二〕

四六〔明治一二年一月戸長職務概目の県達〕

県甲第十三号

戸長職務ノ概目左ノ通被相定候条、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛 典

戸長職務ノ概目

第一 布告布達ヲ町村内ニ示ス事、

第二 地租及諸税ヲ取纏メ上納スル事、

第三 戸籍ノ事、

第四 徴兵下調ノ事、

第五 地所建物船舶質入書入并ニ売買ニ奥書加印ノ事、

第六 地券台帳ノ事、

第七 迷子捨児及行旅病人変死人、其他事変アルトキハ、警察

署ニ報告ノ事、

第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事、

第九 孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具状スル事、

第十 町村ノ幼童就学勧誘ノ事、

第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事、

第十二 諸帳簿保存管守ノ事、

第十三 官費府県費ニ係ル河港道路堤防橋梁、其他修繕保存スベ

キ物ニ就キ利害ヲ具状スル事、

右ノ外、府県知事県令又ハ郡区長ヨリ命令スル処ノ事務ハ、規則

又ハ命令ニ依テ従事スベキ事、

其他町村限リ道路橋梁用悪水ノ修繕掃除等、凡ソ協議費ヲ以テ支

弁スル事件ヲ幹理スルハ此ニ掲クル処ノ限ニ非ズ、

〔県庁文書F八八一〕

解説 政府は一一年七月太政官達で府県官職制を公布し、その中で戸長職務の概目を示した。それにもとづいて出された県達である。

四七〔明治一二年一月戸長選挙法の県達〕

県甲第十六号

戸長選挙法別冊之通相定候条、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛 典

戸長選挙法

第一条 戸長ハ予テ其配置ヲ定ムル処ニ随ヒ、一町村或ハ数町村ニ一人ヲ公撰スヘシ、

第二条 戸長タルヲ得ヘキ者及撰挙人タルヲ得ヘキ者ハ満二十年以上ノ男子ニシテ、其町村ニ本籍住居ヲ定メ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但シ左ノ各款ニ触ルム者ハ戸長及ヒ撰挙人タルコトヲ得ス、

第一款 懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラ

レタル者、但満期後七年ヲ経タル者ハ此限ニ非ス、

第二款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者、

第三条 戸長ヲ撰挙セントスル時ハ郡長ヨリ予メ撰挙ノ投票ヲ為

スヘキ日ヲ定メ、町村内ニ之ヲ告達スヘシ、

第四条 投票ハ郡長ヨリ付与シタル用紙ニ被撰人ノ住所種族姓名年齢及ヒ自己住所姓名年齢ヲ記シ、予定ノ日之ヲ郡長ニ出スヘシ、郡長ハ其投票ノ多少ヲ検シ最モ多数ノ者ヲ以テ当撰人トシ、同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ鬲ヲ以

之ヲ定ム、若シ当撰人法ニ於テ不適当ナルカ或ハ自ラ其撰ヲ辞スルトキハ順次投票ノ多数ヲ得タル者ヲ取り、之ヲ当撰人并ニ撰挙人ニ示シ県庁ヘ具状スヘシ、

第五条

当撰人若シ其町村ノ治否ニ関係アルコトアリテ不適当ト認ムル時ハ、更ニ改撰ヲ命スルカ又ハ官撰ヲ以テ特ニ任スル事モアルヘシ、

第六条

戸長ハ三年毎ニ改撰ス、但前任ノ者ヲ再撰スル事ヲ得ヘシ、

第七条

戸長任期中第二条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スルカ或ハ其町村外ニ転任スルカ或ハ事故アリテ退職セシムル時ハ、第三条第四条ノ手続ニ依リ更ニ其闕ニ代ル者ヲ撰挙スヘシ、

第八条

撰挙ノ会場及ヒ会日其他細則ハ郡長ノ定ムル処ニ従フヘシ、

〔県庁文書F八八九〕

四八〔明治一二年一月戸長等級の県達〕

県乙第四号

各町村戸長準等左ノ通相定候条、此旨相達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛典

戸長

〔月給十五円
同 十二円〕 準等外一等

〔同 十円〕 準等外二等

〔同 七円〕 準等外三等

〔同 四円〕 準等外四等

〔県庁文書F一三六八〕

四九〔明治一二年一月戸長役場月俸の県達〕

県乙第五号

町村戸長役場月俸左ノ通相定候条、此旨相達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛典

受持戸数千六百一以上 金十五円

同 千六百以下千三百一迄 金十二円

同 千三百以下千一迄 金十円

同 千以下七百一迄 金八円

同 七百以下五百一迄 金七円

同 五百以下三百一迄 金六円

同 三百以下二百一迄

金 五円

同 二百以下百一迄

金 四円

同 百以下五十一迄

金 三円

同 五十以下

金 二円

〔県庁文書F一三六八〕

五〇〔明治一二年一月民会規則廃止の県達〕

県甲第十四号

今般郡町村制施行ニ付テハ、昨明治十一年県第一号民会規則ヲ廃シ、更ニ同年十八号公布ニ依リ県会施行候条、此旨布達候事、

明治十二年一月二十七日

福島県令 山 吉 盛 典

〔県庁文書F八八九〕

〔解説〕 福島県の民会規則は町村会規則・区会規則・県会規則から成り、明治十一年一月四日県甲第一号で施行されたが、同年七月三新法の公布によって民会規則の改正が必要となり、十二年一月二七日廃止された。あわせて県会については太政官布告第十八号の府県会規則を施行することになった。

五一〔明治一二年二月戸長心得書の県達〕

県乙第十一号

戸長心得書別紙之通相達候事、

明治十二年二月十四日

福島県令 山 吉 盛 典

戸長心得書

第一 戸長ハ行政事務ニ従事スルト其町村ノ理事者タルト二様ノ性質ナル者ナレハ、則上下ノ間ニ介シ、上命令ヲ体認

シ下民心ヲ協和ナラシムヘシ、

第二 戸長ハ町村内便宜ノ地ニ役場ヲ設ケヘシ、又都合ニヨリ居宅内ヲ役場トナスモ妨ケナシ、

第三 戸長役場ニ雇入常ニ事務ニ従事セシムル者ハ用掛ト称シ、又事務ノ繁劇等ニ際シ一時雇入ルムモノハ手伝ト称

スヘシ、

第四 用掛手伝共之ヲ雇フトキハ郡長ノ許可ヲ得ルモノトス、然レドモ其手伝人ヲ雇フカ如キ臨時至急ヲ要スル場合ニ

シテ往復ノ違マナキトキニ限り直チニ申付、其事由ヲ郡長ヘ開申スルヲ得ヘシ、但給料ハ拾円以下トシ其金額ハ

郡長ノ定ムルモノトス、

第五 戸長出張又ハ事故アルトキハ、用掛或ハ手伝ニ代理ヲ命

シ其旨郡長ヘ届出ベシ、

第六 人民諸願伺届等戸長之ニ連印スヘシ、但連印ヲナシタル

上、之ヲ郡役所ヘ進達スルノ手続ハ本人ノ便宜ニ任スヘシ、

第七

前条願伺届等へ調印ノ際、其事実不都合ナルカ或ハ判然ナラサルモノハ懇篤説明スヘシト雖ドモ、之ヲ抑制スル等ノ儀決シテアルヘカラス、該事ニ付意見アルモノハ其次第ヲ詳細取調添申スヘシ、

第八

布告布達書類及ヒ願伺等ノ指令総テ郡役所ヨリ該町村役場ヘ向テ発遣スルヲ以テ、到達ノ上其領布方ハ予而迅速ノ法ヲ設ケ置キ、淹滞遺漏ナカラシムヘシ、

第九

地所建物船舶等質入書入及売買スルニハ町村戸長ノ公証ヲ要スル成規ノ処、町村戸長ニシテ自分所有ノ地所建物船舶等質入書入及売買セントスルトキハ、用掛或ハ手伝ニ取扱ハセ公証ノ割印ハ戸長役場ノ印ヲ用ヒ其由ヲ割印帳ニ登記シ置ク可シ、

第十

孝貞義僕其他奇特者等ハ、平生最モ注意具状スルハ勿論或ハ恤救規則ニ依リ速ニ具状スヘシ、

第十一

町村協議費支弁ニ係ルモノハ総テ議會ニ付シ、其出納決算ハ議場ニ報告スヘシ、

第十二

金銭出納ハ精覈明瞭ヲ要スルモノナレハ帳簿ヲ正フシ証書ヲ整置シ、他日錯綜患ナカラシムヘシ、

第十三

小学生徒試験ノ節ハ事務ノ都合ニヨリ参視スヘシ、

第十四

町村内ノ景況ハ予而注目シ時々取調郡長ノ参考ニ供スヘシ、

第十五

町村内ニ於テ若シ天然痘其他伝染病等有之節ハ、其模様ニヨリ蔓延セサル様夫々注意、且景況速ニ郡役所及ヒ警察本分署ヘ届出、尚ホ隣村ヘモ通報スヘシ、

第十六

官林並木社寺境内立木風折根返リ立枯等有之トキハ実地検査シ、若シ往来ノ妨害ニ係ルモノハ臨機処分ノ上郡役所ヘ届クヘシ、

第十七

種痘ハ兼テ公達ノ趣ニヨリ町村内普ク行届ク様、懇篤勧誘スヘシ

〔県庁文書F八八一〕

五二〔明治二二年二月戸長役場設置の県達〕

十二年二月十四日

西白河郡役所

其郡内町村編制戸長役場位置 別紙之通り相定候条 此旨相達候事

但 一般ヘハ追テ可及布達候条 差向其郡役所ヨリ各町村ヘ相達シ戸長撰挙可取計事

長官

（略）

西白河郡

〇戸長役場位置

〇矢吹村

○大和久村
中畑新田村

○中畑村

○北平山村
松倉村

○明岡新田村
明岡新田村
中野目村
堤神田村

○三城目村
須乗村

(略)

岩瀬郡

○柿ノ内村
高林村

(略)

〔県庁文書F一三六八抜粋〕

解説 郡町村制施行(明一二年一月)により、翌月二月一四日に、戸長役場を設置し、戸長を公選するように命じたもので、矢吹村をのぞいては、数村組合として戸長役場を設置している。

五三〔明治一二年三月明岡村外四ヶ村戸長申付の県達〕

円谷善右衛門

明白河郡 明岡村 明岡新田村
中野目村 神田村 堤村
戸長申付候事

但准等外四等

明治十二年三月二十七日

福島県印

〔中野目 円谷善人家文書〕

五四〔明治十二年三月明岡村・外四ヶ村戸長給金ノ事県達〕

明岡村明岡新田村 戸長
中野目村神田村堤村

円谷善右衛門

月給金三円支給候事

明治十二年三月二十七日

福島県印

〔中野目 円谷善人家文書〕

五五〔明治一二年三月町村会規則の県達〕

県甲第三十四号

町村会規則別冊之通制定候条、此旨相達候事、

明治十二年三月十二日

町村会規則

福島県令 山 吉 盛 典

第一章 総 則

第一 条 一町村ニ止マル會議ヲ町村会トナシ数町村ニ連ナル

會議ヲ連合会トナス、其議事ノ概目左ノ如シ、

一 町村内理事上ニ付戸長許ニ要スル費用ノ事

一 町村限道路堤防橋梁ノ修繕或ハ道路掃除及其費用

ノ事

一 町村一般協議費ニ關スル用水路溜池堰樋類ノ諸

修繕溝洫砂留等ノ事

一 町村共有ノ地所建物金穀物品等保存ノ方法並売買

貸借及ヒ其利益等一切取扱ノ事

一金穀ヲ蓄積シテ非常災害ニ備フル事

一 土地ノ宜ヲ商リ物産ヲ興ス事

一 水火難手当ノ事

右ノ外協議費ヲ要スル事件

第二 条 町村会ハ通常会ト臨時会トノ二類ニ別ツ、其ノ定期

ニ於テ聞ク者ヲ通常会トナシ臨時ニ聞ク者ヲ臨時会

トナス、

第三 条 連合会ハ臨時ニ之ヲ郡長ヲ經、開ク者ニシテ定期ニ

於テ開ク者ニアラス、

第四 条 通常会ノ外ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り之ヲ議

ス、

第五 条 總テ會議ハ協議費ニ係ル前期ノ出納決算ノ報告書ヲ

受ク、

第六 条 町村会ノ議案ハ戸長之ヲ發ス、

第七 条 連合会ノ議案ハ連合町村戸長之ヲ發ス、

第八 条 凡ソ議決ハ戸長認可ノ上郡長ヲ經由シ県令ニ報告

シ、而シテ後施行スヘシ、戸長其議決ヲ認可スヘカ

ラスト思慮スルトキハ部長ヲ經由シ県令ニ具狀シテ

指揮ヲ請フヘシ、

第九 条 町村会ハ通常会ニ於テ議員ノ内一人又は數人其町村

内ノ利害ニ關スル事件ニ付県令ニ建議セントスルモ

ノアレハ議長ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ、過半数

ノ同意ヲ得タルトキハ其会ノ所見トシ議長ノ名ヲ以

テ之ヲ県令ニ建議スヘシ、

第十 条 町村会ハ郡長ヨリ其町村内ニ施行スヘキ事件ニ付キ

會議ノ意見ヲ問フ事アレハ之ヲ議ス、

第十一 条 總テ會議ハ本事ノ權アリテ施行スルノ權ナシ、

第十二 条 議員及其他ノ役員ハ俸給ナシ、但シ会期中旅費日当

ヲ給スルト否トハ會議ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム、

第二章 撰 挙

第十三条

町村会ノ議員ハ、其町村人口ノ多寡ニヨリ左ニ掲ル目安ヲ以テ撰挙スヘシ、

一人口二百一以上三百以下

議員 十五人

一人口三百一以上一千以下

人口一百ヲ増ス毎
ニ議員一人ヲ増ス
人口五百ヲ増ス毎
ニ議員一人ヲ増ス

一人口一千一以上

但シ人口二百以下ノ町村ハ適宜減少スヘシト雖モ

議員十人ヨリ減スル事ヲ得ス、

第十四条

町村実地ノ景況ニヨリ便宜撰挙区ヲ設ケ毎町村ノ人口ニ適當シタル議員ノ撰挙スルハ妨ケナシ、然レトモ一区ニ於テ撰挙スヘキ議員ノ数ハ二人以下ノ割合ニ区分スル事ヲ得ス、

第十五条

連合会ノ議員ハ其連合町村人口ノ多寡ニ依リ左ニ掲クル目安ヲ以テ撰挙スヘシ、

一人口二千以下

議員 二十人

一人口二千一以上四千以下

議員 二十五人

一人口四千一以上六千以下

同 三十人

一人口六千一以上

同 三十五人

但、人口六千一以上幾千ニ上ルト雖トモ議員三十

五人ヨリ増ス事ヲ得ス、

第十六条

連合会ノ議員ハ町村会議員中ヨリ公撰シ町村会議員ノ委員者タルモノトス、

第十七条

議員タルヲ得ヘキ者ハ其年令満二十五年以上ノ男子ニシテ其町内ニ本籍ヲ定メ一ケ年以上居住シ其町租内ニ於テ地租一円以上ヲ納ル者タルヘシ、

但シ左ノ各款ニ触ルム者ハ議員タル事ヲ得ス、

第一款 風癪白痴ノ者

第二款 懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ

処セラレタル者但満期七年ヲ経タル者ハ此限り

ニアラス

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四款 官吏及教導職

第十八条

撰挙人タルヲ得ヘキ者ハ其年令満二十年以上ノ男子ニシテ其町内ニ本籍ヲ定メ、其町内ニ於テ地租ヲ納ムル者タルヘシ、

但シ前条第一、第二、第三款ニ触ルム者ハ撰挙人タル事ヲ得ス、

第十九条

議員及撰挙人タルヘキ者ノ年令ハ撰挙期月マテヲ通算スヘシ、

第二十条

第十七条、第十八条ニ掲ル限内ノ者ハ戸主ニ非スト雖モ議員及撰挙人タル事ヲ得、

第二十一条

議員ハ入札多数ノ者ヲ当撰人トス、同数ノ者ハ年長ヲ取り、同年ノ者ハ圖ヲ以テ之ヲ定ム、

第二十二條

戸長ニ於テハ第十七條、第十八條ニ掲クル方法ニ循ヒ、撰挙人及被撰挙人タルヘキ者ノ名簿ヲ作リ之ヲ町村ニ示シ終ルノ後撰挙会ヲナスヘキ月日ト入札ヲナス可キ議員ノ全數トヲ定メ、少クトモ五日前ニ之ヲ其町村内ニ公告スヘシ、

但、撰挙被撰人名簿ハ異動アル毎ニ朱書ヲ以テ改メ置キ、二年目毎ニ改作スルモノトス、

第二十三條

撰挙会ハ町村便宜ノ場所ニ於テ之ヲ開クヘシ、

第二十四條

撰挙人ハ入札書式ニ倣ヒ其撰挙スヘキ議員ノ姓名ヲ各別ニ白記捺印シ其全數ヲ併セテ之ヲ封シ入札櫃ニ投スヘシ、

但、入札ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ、

第二十五條

撰挙会ノ当日ハ撰挙人名簿及被撰挙人名簿ヲ入札櫃ト共ニ凡案ニ備置クヘシ、

第二十六條

入札終ルノ後戸長ハ衆ノ目前ニ於テ撰挙人ノ内、最老年ノ者ト最少年ノ者トヲ撰ヒ共ニ撰挙人名簿ニ就テ入札ノ当否ヲ査シ其封皮ヲ披キ又被撰挙人ノ名簿ニ就テ当撰人ノ当否ヲ査シ其規則ニ適當スルヲ見テ其姓名ヲ讀ミ上ケ、然ル後当撰挙ニ記載シ当撰人ノ調印ヲ取ル、但、当撰人調印終ラハ戸長ヨリ之ヲ其町村ニ公告スヘシ、

第二十七條

議員定ラハ各議員中ヨリ議長ヲ公撰スヘシ、他ノ役員ハ議長之ヲ撰任スル事ヲ得、

第二十八條

議長ノ任期ハ一年トシ議員ノ改撰毎ニ之ヲ公撰スヘシ、

第二十九條

議員ノ任期ハ二年トシ毎年末ニ其半ヲ改撰スヘシ、但、初度ノ改撰ハ圖ヲ以テ之ヲ定ム、

第三十條

前二条ノ場合ニ於テハ前任ヲ再撰スル事ヲ得、

第三十一條

県會議員ノ撰ニ当リタル者ハ町村會議員ヲ退任スヘシ、

第三十二條

議員若シ退任、死去、疾病等ニテ闕員アルトキハ戸長ヨリ直ニ其由ヲ町村ニ示シテ補撰スヘシ、其当撰人ノ任期ハ前議員ノ殘期ヲ襲クモノトス、

第三十三條

議員ノ撰ニ当リタル者ハ第十七條ノ各款及第三十二條ノ場合ニ遭遇スルニ非サレハ其撰ヲ辞スル得ス、

第三章 議 則

第三十四條

凡ソ會議ハ午前第九時ニ始リ、午後第四時ニ終ル時宜ヲ以テ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ル、

但、會議ノ始終ハ析ヲ以テ之ヲ報スヘシ、

第三十五條

議場着席ノ順序ハ予メ圖ヲ以テ之ヲ定メ毎会其席ニ着クヘシ、

第三十六條

議員半数以上出席セサレハ当日ノ會議ヲ開ク事ヲ得

ス、

第三十七条

闕席ノ議員ハ他ノ議員ニ委托スルヲ得ヘシ然レトモ決議ノ数中ニ入ル事ヲ得ス、

第三十八条

會議中発言セント欲スル者ハ先ツ起テ議長ヲ呼ヒ其許可ヲ得ヘシ、二人以上同時ニ起ツトキハ議長ノ許否スル所ニヨル、

第三十九条

議員互ニ討論スルヲ許サス、若シ議員互ニ討論セントスルトキハ議長ノ許可ヲ得ヘシ、

第四十条

會議ハ過半数ニ依テ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル、

第四十一条

議決ノ條款ハ議員一同調印スヘシ、

第四十二条

戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スルヲ得、

但シ決議ノ数中ニ入ル事ヲ得ス、

第四十三条

會議ハ傍聴ヲ許ス、但シ戸長ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スル事ヲ得、

第四十四条

議員ハ會議ニ於テ充分討論ノ權ヲ有ス然レトモ人身上ニ付褒貶譽ニ涉ル事ヲ得ス、

第四十五条

會議中常談私語喫茶喫烟ヲ許サス、又議員ノ姓名ヲ呼フヲ許サス、

第四十六条

議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ

議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ議長

ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ涉ル者

ハ警察官吏ノ処分ヲ求ムル事ヲ得、

第四章 開 閉

第四十七条

町村会ハ一季一回之ヲ開キ日数ハ五日以内トシ毎季其町村適宜ノ月日ヲ定メ置クヘシ

第四十八条

町村臨時会ヲ開クトキハ議長ヨリ其會議ヲ要スル事由ヲ記シ少クトモ會議五日前ニ普ク議員ニ報告スヘシ、

第四十九条

連合会ハ連合各町村ノ戸長又ハ議員ノ要メニヨリ之ヲ開ク、

第五十条

連合会ヲ開クトキハ連合町村戸長ヨリ其會議ヲ要スル事由ヲ記シ少クトモ會議七日前ニ普ク連合各町村議長ニ報告スヘシ、

第五十一条

前条ノ報告ヲ得タル議長ハ直ニ第十五条、第十六条ノ手續ヲナスヘシ、

第五十二条

國ノ安寧ヲ害シ、或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアルトキハ郡長及戸長ハ會議ヲ中止スルヲ得、

第五十三条

國ノ安寧ヲ害シ、成ハ法律又ハ規則ヲ犯ス事アルトキハ県令ハ閉会ヲ命シ又ハ議員ノ解散ヲ命スル事アルヘシ、

第五十四条 県令ヨリ解散ヲ命セラレタルトキハ更ニ議員ヲ改撰

スヘシ、

〔県庁文書F八八九〕

〔解説〕 政府は明治一一年三新法の施行順序によつて町村会の開

設を認め、各府県が作つた町村会規則を政府に提出させて認可した。これに伴い福島県では町村会規則が明治一二年三月一日県甲第三四号で制定された。明治一三年四月太政官布告第十八号区町村会法によつては福島県の町村会規則にはさしたる改正はなかつたが、その後一七年五月七日太政官布告第十四号の区町村会法の全文改正に伴つて、その第二条により福島県は一七年六月に町村会規則を改定した。

五六〔明治一三年六月高林村・柿之内村両村へ戸長役場設置の

県達〕

十三年六月七日

岩瀬郡役所

其郡内高林村・柿之内村戸長役場ヲ廃シ更ニ両村へ各戸長役場被置候条 此旨相達候事

但本文之趣其郡役所より各村へ相達戸長撰挙可取計事

長 官

〔県庁文書F六八三〕

〔解説〕 先に明治一二年二月の県達で柿之内村と高林村は組で高林村に戸長役場を設置していたが、不都合が生じたのか各村に

戸長役場が従前のように分れている。

五七〔明治一五年一月 明岡村外四ヶ村戸長申付福島県達〕

円谷善右衛門

明 岡 村

西白河郡 明岡新田村 戸長申付候事

堤 村

中野目村

神 田 村

但准等外四等

明治十五年一月三十一日

福島県印

〔中野目 円谷善人家文書〕

五八〔明治一五年一月明岡村外四ヶ村戸長給金の事県達〕

明 岡 村

明岡新田村

西白河郡 堤 村 戸長

中野目村

神 田 村

円谷善右衛門

月給金四円支給候事

明治十五年一月三十一日

福島県印

〔中野目 円谷善人家文書〕

五九〔明治一六年二月戸長役場位置改正の県達〕

県乙第二十三号

町村戸長役場位置別紙之通改正候条 此旨布達候事

但 従前之戸長役場事務之儀ハ是迄之通取扱 追而新任戸長へ
引継義ト可相心事

明治十六年二月二十六日

福島県令 三島通庸代理

福島県少書記官 村上楯朝

町村名ノ上ニ圈点ヲ施スヲ戸長役場位置トス

○矢吹村 三城目村 中野目村 中畑村 滑津村 明岡村 明岡

新田村 神田村 堤村 北平山村 松倉村 須栗村 松崎村

大和久村 大畑村 中畑新田村

合 十六ヶ村

〔県庁文書下F一一五八抜粋〕

〔解説〕 従来の戸長役場を廃止して、各組ごとに戸長役場をおく

というものである。当初は北平山村・松崎村が入っていた。

これにより、いわゆる組戸長役場になり戸長も官選戸長とな

った。

六〇〔明治一七年六月世話掛設置の県達〕

庶第七百三十四号

戸長役場外ニ設クル用係名称ノ義ニ付、客年庶第四七五号ヲ以テ
及内達置候処、右達来ル七月一日ヨリ取消候条、今后人民便宜ノ
為各町村協議費ヲ以事務取扱人ヲ設置スルハ妨ケ無之候条、右設
置ノ向ハ総テ世話掛ト称シ候様可致、此旨更ニ及内達候事、

明治十七年六月三十日

〔県庁文書F八八一〕

〔解説〕

組戸長役場制にともなつて各町村の戸長が廃止され、そ
れにかわる事務取扱人に用掛を置くことを内達していたがこれ
を取消して、事務取扱人は世話掛と称し町村協議費をもって支
弁するとした。

六一〔明治一九年一〇月組戸長役場位置建物調〕

〔表紙〕

「明治十九年十月現在

戸長役場位置建物調

(略)

一戸長役場名称及位置 矢吹村外十四ヶ村戸長役場

西白河郡矢吹村字西側九拾五番地

一建物構造

平家

一同種類

日本造

一同性質

民屋矢吹村字西側九拾五番地

平民佐久間光之助所有 借家料 年二拾四円

一同坪数

事務所二十坪 小使部屋二坪 人民扣所

六坪 宿直所四坪 総三十式坪

一構内地坪

建物敷地三拾七坪 庭二十二坪 総五十九坪

一同性質

民有借地矢吹村西側九拾五番地平民佐久間光之助所有

〔解説〕 矢吹村外十四ヶ村組戸長役場の位置と建物の調査記録である。民家を借用していたことがわかる。現在の古川屋佐久間光男氏宅（本町一八五番地）が当てられていた。

〔県庁文書〕

六二〔明治一五年八月西白河郡各町村連合会規則〕

西白河郡各町村連合会規則

第一章 総則

第一条 町村連合会ハ左ニ掲グル各疑ヲ議定スルコト

第一款連合町村ノ利害ニ関スル事業ニシテ共同支弁

スベス經費ヲ予算シ及其徴収法方ヲ設クル事

第二款連合町村限り通路橋梁用悪水修繕ヲ掃除ノ事

第三款連合町村共有財産額ヲ増減シ又ハ是ヲ貸附ケ

或ハ之ヲ増殖シ之ヲ維持スルノ方法

第四款連合町村共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金穀等ヲ

借り入ルノ事

第五款教育及衛生費ノ事

第二条 本会ノ議案戸長又ハ部長之ヲ発シ其議會ノ評決ハ戸

長又ハ部長認下ノ上施行スト雖モ其施行スル事件ハ

戸長ハ郡長ヲ經由シテ県令ヘ報告スル事

第三条 會議ニ関スル庶務ヲ整理センガタメ出張スル委員戸

長ノ旅費日当ハ會費中ヨリ支給スル事

第四条 議員中招集ニ応ゼズ事故ヲ告ズシテ參會セザルモノ

ハ委員戸長之ヲ審査シ其退職タルハ會議ノ評聞ニ依

ルベシ

第五条 本會議員ハ教育衛生通路堤防橋梁等ノ事件ニ付テハ

他郡町村ト連合シ規則ヲ革製スル事ヲ得

第六条 本會議員ハ前条之議員タル事ヲ得

但シ人員ノ高ニ応シ互撰ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第七 条 本会ノ規則ヲ変更セントスルトキハ會議ノ評決ヲ以

テ県令ノ裁定ヲ仰タルベシ

第八 条 本会ニ於テ議定スベキ議案ヲ議定セズ又ハ議員招集

ニ応セズ或ハ事故ヲ申立出席セサルモノ半數ヲ過キ

議會開ク事ヲ得ザルトキハ戸長ハ更ニ議定ヲ要セズ

県令ニ具狀シ其指揮ヲ乞フ事ヲ得

但シ會議日數内ニ議案ヲ議了セザルトキハ本文同

断タルベシ

第二章 撰 挙

第九 条 連合會議員ハ本籍戸數五百戸以下拾五名同五百壱戸

以上千戸迄貳拾名千戸以上貳拾戸迄貳拾五名貳千壱

戸以上三拾名 但シ町村議員中ヨリ互撰シ之充ツ若

シ当撰者自カラ其撰ヲ辞スルトキ高票札ノ五分ノ一

ニ至ル迄順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ採ル且ツ撰挙

区域及ビ手続等ハ戸長ノ定ムル所ニ由ル

第十 条 議員ノ任期ハ四年トシテ二年目毎其半數ヲ改撰ス故

ニ町村會議員ノ任期満ルトモ本会ノ任期中ハ退カズ

但シ改撰ノ場合ニ於テハ前任者ヲ再撰スルモ妨ゲ

ナシ

第十一 条 撰挙定マルノ後其議員ノ承諾ヲ得テ戸長ハ其人名ヲ

郡長ヘ届出ル事

第十二 条 議員欠員アルトキハ一ヶ月以内ニ補撰スベシ其ノ当

撰人ノ任期ハ前議員殘期ヲ襲クモノトス

第十三 条 議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シ戸長ヲ經テ郡長ヘ報

告スベシ

第十四 条 議長以下議員ハ俸給ナシ書記ハ議長之ヲ撰シ庶務ヲ

整理セシム其ノ日給ハ會費ノ内ヨリ支給スル事

第十五 条 議員撰挙法ハ該町村戸長管理スベシ

第三章 議 則

第十六 条 議員半數以上出席セザレバ當日ノ會議ヲ開ク事ヲ得

ザル事

第十七 条 會議ハ過半數ニ因リ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ

決スル所ニ依ルベシ

第十八 条 番外員ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スルヲ得ルト

雖モ可否ノ數ニ入ルヲ得ズ

第十九 条 會議ニ傍聴ヲ許ス議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁ズルコ

トアルベシ

第二十 条 議員ハ會議ニ當リ充分討論權ヲ有ス然レドモ人身上

ニ付褒貶毀譽ニ涉ルヲ得ザル事

第二十一 条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス 若シ規則ニ背キ

議長之ヲ制止シテ其ノ命ニ從ハザル者アルトキハ之ヲ議場外ニ退去セシム其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ

処分ヲ求ル事

第二十二條

毎年一回前年協議費収支ニ係ル出納決算ノ報告ヲ請ケ而シテ戸長又ハ郡長ニ説明ヲ求ル事ヲ得若シ意見アルトキハ議會ノ評決ニヨリ議長ノ名ヲ以テ直ニ県令へ上申スベシ

第二十三條

開會中議員ノ内三人以上發議ヲ以テ連合町村ノ利害ニ関スル事件ニ付建議セントスルトキハ會議ノ評決ニヨリ本會ノ所見トシ議長ノ名ヲ以テ直ニ戸長郡長又ハ県令へ建議スベシ

第二十四條

町村連合會ハ定期ナキ事但シ會議日數ハ十日以内トス

右西白河郡各町村連合會規則ノ義去ル明治十四年二月二十四日付ヲ以テ議定上請同年六月何日ヲ以テ御允許相成候処今般會議評決ニ拠リ更ニ製定候條御裁定相成度此段奉上請候也

明治十五年八月二十三日

室野井吉左衛門

福島県令三島通庸殿

〔中野目 大木守之家文書〕

〔解説〕

西白河郡會の前身である西白河郡内の各町村連合會は明治一四年二月二四日に規則をつくり、県に届出ている。會議は各町村議員の中から戸長の管理の下に選出された。

六三〔明治一六年一二月 西白河郡役所新築寄付〕

〔表紙〕

「

明治十六年十二月一日

郡役新築寄付徴収簿

地方税 十六年度徴収簿
後半期徴収簿

〔ウラ書〕

矢吹村組在勤用係元」

郡役新築費

地価百円付 金八錢六厘四毛

戸數ニ付 金拾毫錢二厘五毛

〔略〕

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔解説〕

明治一六年一二月一〇日、西白河郡庁舎が竣工された。当時洋風の木造二階建築は珍しかった。この棟札に寄付八千円と書かれているが、各村より地方税と同じようにして集められたことがわかる。

六四〔明治一七年五月西白河郡各町村連合會内則〕

西白河郡各町村連合會内則

第一條 本會ノ役員正副議長各名書記名トス 但シ書記

ハ他人ヲ僱入時宜ニヨリ議長ヲ以テ増員スルコトアルベシ

第二 条

議長疾病事故アリテ出席セザルトキ又ハ意見アルトキハ副議長之ニ代リ副議長若シ意見アルトキハ議員中ヨリ仮議長ヲ持撰議事ヲ整理スベシ

第三 条

書記ハ議長ノ指揮ニ從ヒ議場諸般ノ事務ヲ整理シ且ツ諸帳簿ヲ掌リ日誌等ヲ編製スベシ

第四 条

凡ソ議事ハ午前九時ニ始マリ午後三時ニ終ル時宜ニヨリ之ヲ伸縮スルハ議長ノ意見ニ依ルモノトス

第五 条

議員着席ノ順席ハ予メ抽籤ヲ以テ定置毎会其席ニ着クモノトス

第六 条

議場ニ於テハ議長ノ姓名ヲ呼バズシテ議長ト呼ビ議員ハ議員ト呼ブ或ハ議員互ニ相呼ストキハ番号ヲ呼ブ

第七 条

議員発言セント欲スルトキハ先ツ起テ議長ト呼ビ議長何番ト答フルヲ得テ陳述スベシ

但議員二名同時ニ発言スルヲ許サズ若シ数名同時ニ発言セントシテ起立スルコトアルトキハ議長ノ指揮スル処ニ從フベシ

第八 条

議員中疾病事故アリテ欠席スルトキハ其事由記シ必ズ議長ヘ届出ベシ然シテ議長書記ヲ朗読セシムベシ

第九 条

開場ノ時間ハ第四条ニ掲ルト雖モ各員ハ午前八時限リ必議場ヘ参着スベシ

第十 条

議員出席ノ時間誤リ遲着ノ者ハ其事由ヲ議長ヘ具申シ議長ハ議事ヲ中止シ書記ヲシテ之ヲ議員ニ報告シ然ル後ニ席ニ着シムベシ

第十一 条

議場開閉ハ総テ撃柝ヲ以テ之ヲ報ズベシ其ノ数左ノ如シ

用意五 始終三 中止二

第十二 条

議案ヲ弁明スル答弁者ノ席ハ番外トス 但シ二名以上ハ番号ヲ附ス

第十三 条

議事ヲ開クトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシムベシ

第十四 条

議事ハ第一次会第二次会第三次会ト区分シ議決スベシ

第十五 条

第一次会ハ議案ヲ質問シ該案ニ就キ二次会ヲ開クベキヤ否ヤヲ決スベシ

第十六 条

第二次会ハ逐条審議トシ若シ議論數派ニ分レ決シ難キトキハ之レヲ會議ニ問ヒ修正委員ヲ公撰シ該議案ヲ修正セシメ其報告ヲ得テ再議ニ附スベシ

第十七 条

第三次会ハ全案ニ就キ議決スベシ

第十八 条

議事ノ可否ヲ決スルハ起立ヲ以テシ起立ノ數ハ書記

之ヲ検査シ議長議則第十五条ニヨリ之レガ決ヲ採ル

ベシ

第十九条 出席ノ議員ハ可否ノ数ニ入ラザルヲ得ズ

第二十条 議員ニ於テ無用ノ論説ヲ為スモノアリト認ムルトキハ議長之ヲ制止スルコトヲ得

第二十一条 論弁未ダ終ラズト雖モ議員ニ於テ論旨尽キタリト認ムルトキハ其議題ノ決ヲ採ルコトヲ得

第二十二条 建議及ビ修正説ヲ提出セント欲スルモノハ文案トナシ之ヲ議長ニ出シ然シテ議席ニ於テ陳述スルコトヲ得

但シ本案ハ三名以上の賛成ヲ得ザレバ議題ト為スコトヲ得

第二十三条 議事中私語シ或ハ吸煙シ総テ議事ヲ妨グル挙動アルベカラズ

第二十四条 議事中ハ議員漫リニ議席ヲ退クヲ得スト雖モ暫時席スルトキハ単ニ其旨書記ニ告クベシ

第二十五条 議員互ニ討論セント欲スルトキハ議長ノ許可ヲ受クベシ

明治十七年五月十日

〔中野目 大木守之家文書〕

六五〔明治一七年三月中野目村会規則〕

〔表紙〕

「矢第二五六号

村 会 規 則

西白河郡

中野目村

福島県西白河郡中野目村々会規則

第一章 総 則

第一 一条 村会ハ明治十三年第十八号布告区町村会法第壹条之權限ニ拠リ審議確定ス。

第二 一条 村会ハ通常会臨時会トノ二類ニ別ツ 其定期ニ於テ開ク者ヲ通常会ト為シ臨時ニ開ク者ヲ臨時会ト為ス。

第三 一条 通常会ハ毎年二月九月各一日ヨリ当然之レヲ開キ開期五日以内トス。

第四 一条 臨時会ハ左之場合ニ於テ開会ス但シ開期三日間ヲ過グ可ラズ。

第一款法律及ビ行政規則中村会之議ニ付ス可キ明文アルトキ及ビ村内自治上ノ件ニ付戸長之令ヲ以テ開

カシムルトキ。

第二款議員三分之ニ以上ヲ以テ臨時会之請求書ヲ議

長ニ出セルトキ。

第三款前款之場合ニ於テハ議長ヨク其ノ由ヲ戸長ニ報告シ戸長ハ議員ヲ招集ス可シ。

第五條 臨時会ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り其他之事件ヲ議スルヲ得ズ。

第六條 戸長ハ議員ヲ招集スルコトヲ掌ドル。

第七條 通常會臨時會ヲ論ゼズ會議之議案ハ戸長之レヲ發ス。

但シ第四條第二款之場合ニ於テハ建議案トシテ之レヲ發スベシ。

第八條 村会ハ毎年第壹次通常會之初メニ於テ協議費ニ係ル前年度出納決算報告書ヲ受ケ監察ス可シ。

第九條 議長及ビ議員ハ俸給ヲ与ヘズ但シ會議中日當ヲ給ス而メ其額ハ村会ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム。

第十條 第三條及ビ第四條ニ定メタル通常會及ビ臨時會場之外ニ於テ決シタル條款ハ總テ無効ナリトス。

第十一條 總テ議員ハ議事ノ權アリテ施行スル權ナシ。

第十二條 凡ソ村会ニ於テ議決セシ條款ハ直チニ議長之名ヲ以テ是ヲ戸長ニ出ス可シ。

第十三條 村会ニ於テ議決セシ條款ハ若シ村会之權限ヲ超過シ又ハ法律行政規則ニ違変スル等凡テ戸長ニ於テ其議

決ヲ不適当ト見認メ県令ノ指揮ヲ乞ハント欲スル者ノ外ハ直チニ之レヲ執行スル者トス。

但シ戸長ニ於テ県令指揮ヲ乞ハントスルトキハ直チニ議長ニ通報ス可シ而メ県令ニ於テハ議決ヲ廃棄セザルトキハ直チニ其議決ヲ施行スルモノトス。

第十四條 此ノ規則ヲ更ニ正増削セントスルトキ同絶テ會議ノ手続ヲ經テ而メ可決スルトキハ之レヲ村内之總會ニ移シ詳決ヲ乞フベシ。

第十五條 議決之條款ハ議長副議長及ビ議員一同連署調印議場ヘ備ヘ置ク可シ

第二章 撰 挙

第十六條 村会之議員ハ拾名ヲ定員トス。

第十七條 議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シ他之役員ハ毎會議長撰任スルコトヲ得。

第十八條 村会之議員タルヲ得ベキ者ハ滿二十歳以上之男子ニシテ村内ニ本籍ヲ定メ滿壹ヶ年以上居住シ村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但シ左之各款ニ触ルム者ハ議員タルヲ得ズ。

第一款 風癪白痴之者

第二款 徵役者ヶ年以上及ビ国事犯禁獄一ヶ年以上
實決之刑ニ処セラレタル者

但シ満七ヶ年ヲ経タル者ハ此限りニ非ズ。

第三款 身代限り処分ヲ受ケテ負債之弁償ヲ終ヘザル者。

第四款 国税其他之納課ヲ怠リ公売処分ヲ受ケシ者。

但満七ヶ年ヲ経タル者ハ此限ニ非ズ。

第五款 官吏及ビ教導職並ニ用係

第十九条 撰挙人タルヲ得ベキ者満二十歳以上ノ男子ニシテ村内ニ一ヶ年以上本籍ヲ定メタル者ニ限ル。

但第十八条第二款第三款第四款ニ触ル者ハ撰挙人タルヲ得ズ。

第二十条 議員撰挙人タルノ年令ハ撰挙会期月迄ヲ通算ス耳。

第二十一条 戸長ニ於テハ第十八条第十九条ニ準シ撰挙人及ビ被撰挙タル可キ之名簿ヲ作り撰挙会ヲ為スコキ日ヲ定

メ少クモ五日前ニ兩ツナガラ之ヲ村内ニ公告ス可シ但シ撰挙被撰挙人名簿異動アル毎ニ加除ス可シ。

第二十二条 撰挙人被撰挙人名簿見シ事ヲ求ムル者アルトキハ何時ニテモ之ヲ示ス可シ。

第二十三条 撰挙人ハ自己及ビ被撰挙人之番号自記捺印シテ其全数ヲ合封シ予定ノ日之ヲ戸長ニ出ス可シ其多数ヲ得タル者ヲ当撰人トシ同数ナレバ闕ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四条 投票終ルノ後戸長ハ衆ノ目前ニ於テ撰挙人及ビ被撰

挙人タルノ名簿ニ就キテ投票又当撰人之当否ヲ検査シ規則ニ適合セザルカ域ハ当撰人正當ノ事故ヲ述ベ其撰ヲ辞スルトキハ順次投票多数ヲ得タル者ヲ当撰簿ニ登録シ当撰人之受印ヲ取ル而メ当撰人受印終ラバ戸長ニ於テ村内ニ公告スベシ。

第二十五条 議員之任期ハ貳ヶ年トシ一ヶ年毎ニ全数之半ヲ改撰ス但シ闕ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十六条 議長副議長ハ任期一ヶ年トシ議員改撰毎ニ之ヲ公撰ス可シ。

第二十七条 前二十六条之場合ニ於テハ副任者ヲ再撰スルヲ得

議員中第十七条ニ掲ケタル場合ニ遭遇スルカ其他総テ欠員アルトキハ戸長ヨリ其由ヲ村内ニ公告シ之ニ

代ル者ヲ補撰ス可シ其当撰人之任期ハ前議員ノ残期ヲ襲タ者トス。

第二十九条 撰挙会ハ戸長役場ニ於テ之ヲ開キ戸長ハ会場一切之取締ヲ為スコシ。

第三十条 撰挙会之当日ハ撰挙人名簿及ビ被撰挙人名簿ヲ入札櫃ト共ニ机案ニ備ヘ置ク可シ。

第三章 議 則

第三十一条 総テ議員之半数以上出席セザレバ当日之會議ヲ開カ

ズ但シ再三招集シ猶集會セザレバ總テ議員之三分ノ

一ヲ以テ開クヲ得。

第三十二条 凡ソ會議ノ終始ハ議長ニ指揮スル処ニ依ル。

第三十三条 議員席次ハ圖ヲ以テ之ヲ定メ毎会期其席ニ就ク可

シ。

第三十四条 會議ハ傍聴ヲ許ス但シ戸長之求メニ依リ又ハ議長之

意見ニ依リ傍聴ヲ禁スルコトヲ得。

第三十五条 議論數端ニ別レ可否決シ難キトキハ議員中ヨリ委員

三名ヲ公撰シ修正案ヲ作ラシメ而メ後再議ニ付ス可
シ。

第三十六条 戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案之旨趣ヲ弁明

スルヲ得。

第三十七条 發言セント欲スルトキハ議長何番ト呼ビ其許可ヲ得

ベシ若シ二人以上同時ニ起立スルトキハ議長ノ許可
スル処ニ抛ル。

第三十八条 可否決スル之法ハ起立投票挙手之三種トシ議長便宜

ニ之ヲ用ニ可シ。

第三十九条 議次ハ第一次第二次第三次之三会ニ區別ス。

第四十条 第一次會ニ於テ議題ノ疑義ヲ算用シ終テ議題之大意

ヲ議シ其議題ノ為メ第二次會ヲ開クヤ否ヤヲ決ス可

シ。否決スルトキハ其議題ヲ消滅スルモノトス可決
スルトキハ議長其期日ヲ定ム。

第四十一条 第二次會ニ於テハ議案ヲ遂條論決シ其ノ議ノ為メニ

三次會ヲ開クヤ否ヤヲ決ス可シ否決スルトキハ其議

案ヲ消滅スルモノトシ可決スル議長其期日ヲ定ム。

但シ議決スル條節整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員又ハ

書記ハ付シ整理報告書ヲ待テ第三次會ヲ開クヤ否ヤ

ヲ決ス可シ。

第四十二条 第三次會ニ於テハ全案ニ就キ確定決議ス可シ。

第四十三条 議員互ニ討論ヲ許サズ若互ニ討論セント欲スルトキ

ハ議長之許可ヲ得ベシ。

第四十四条 議員ニ於テ無用之論說ヲ吐クト見認ムルトキハ議長

之ヲ制止スルコトヲ得。

第四十五条 弁論未ダ終ラズト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリ

ト見認ムルトキハ其議決ヲ取ルコトヲ得。

第四十六条 一議題未ダ了ザレバ他ノ議題ニ就テ發言スルコトヲ

許サズ。

第四十七条 議題ニ付議事中ニ起リタル總テノ事件ハ議長之ヲ決

シ或ハ會議ノ決ヲ取ル可シ。

第四十八条 第二次會ニ於テ議案毎條朗読之後暫クシテ發言者ナ

キトキハ議長ハ全會認可ナリトシ次條朗読ヲナサン

ムベシ。

第四章 議場取締

第四十九條 議場ノ取締ハ一々議長ノ職掌トシ規則ニ背キタル者

議長之ヲ制シテ其命ニ從ハザル者アルトキハ是ヲ議
場外ニ退去セシムルコトヲ得其強暴ニ渉ル者ハ警察
官吏之処分ヲ求ムルコトヲ得。

第五十條 議場席ニ於テハ人身上ノ毀譽褒貶ニ渉ルコトヲ許サ
ズ。

第五十一條 議事中ニ私語喫煙等総テ議事ヲ妨ルノ挙動アルコト
ヲ許サズ。

第五十二條 議長ハ議員ノ發言ヲ止メ亦ハ議事ヲ中止スルコトヲ
得。

第五十三條 議事中ハ議員漫リニ議席ヲ退クヲ許サズ。

第五十四條 遲參之議員ハ議長之許可ヲ得テ議席ニ就ク可シ。

第五章 常任委員

第五十五條 常任委員ハ議員中ヨリ二名ヲ公撰ス可シ。

第五十六條 常任委員ノ任期ハ一ケ年トシ満期毎ニ撰任スベシ
但シ前任書ヲ撰任スルヲ得。

第五十七條 県會議員之撰ニ当リタルトキハ常任委員ヲ退去ス可
シ。

第五十八條 常任委員ハ常々村會議員ノ代理者タル者ナレバ左ニ

掲グル權限ニ拠リ之レガ決議ヲナシ又ハ質議之答フ
ルコトヲ得。

但シ村会ヨリ特ニ委員ヲ受ケタル事件ヲ規定スルハ
此限リニ非ズ。

第一款村內負担ニ屈スル道路橋梁堤防溜井堰等一時
難差置急破之補理及ビ費用之事。

第二款村會議決明文上款議ヲ生ズル若クハ施制上細
則ヲ定メザルトキ戸長之質議ニ答ヒ又執行ノ上細則
ヲ定ムルコト。

第三款官地拝借又払下等出願者アルトキハ村內ニ於
テ故障アルヤ否ヤ戸長ニ開陳スル事。

第四款本村之名義ヲ以テ原告又ハ被告トナリタル場
合ニ於テハ戸長ニ助言スルコトヲ得。

第五十九條 常任委員ニ於テ取扱ヒタル條款ハ次会之村会ニ復命
スベシ但シ至急ヲ要スル場合ニ於テハ各議員ニ報告
スベシ。

第六十條 若戸長ハ常任委員ノ間ニ意見相協ハザルトキハ村会
ニ付シ其議決ヲ取ル可シ。

第六十一條 常任委員ノ日当ハ第九條ニ準ス可シ。

右者中野目村々會規則前書之編制仕候間御差聞ヘノ義モ無之候
ハバ御裁定相成度此段奉上請候也

明治十七年三月二十六日

中野目村人民惣代

大木守之助[㊟]

同

円谷直次郎[㊟]

西白河郡矢吹村組戸長

中葉 重朗[㊟]

福島県令三島通庸殿代理

福島県少書記官村上楯朝殿

〔中野目 大木守之家文書〕

〔解説〕

明治一二年三月町村会規則の奥達があり、明治一三年四月太政官布告第一八号区町村会法が出されたが、福島県町村会規則はさしたる改正もなかった。これによって中野目村では村会会則を定めている。

六六〔明治一七年一二月明岡村明岡新田村両村合併願〕

明岡村明岡新田村両村合併願

磐城国西白河

明岡村

明岡新田村

右両村之義ハ往古其名称明岡村ノ一村タリシ所石川郡中野村ニ

平某ナルモノ開墾篤志者ニシテ本村地内原野ノ多キニ歎シ今ヨリ

曩ニ百五十有四年前之事ニシテ寛永四年度ニ在リテ其当時領主

(白河城主ナリ)丹羽五郎左衛門長茂氏ニ請願ヲナシ同五年十一

月九日ニ至リ指許ヲ得竟ニ本村ニ至リ開墾之業ヲ起シ引続キ本村

外隣村六ヶ村ニ開拓ヲ起シ既ニ方今ニ至ル所有セリ墾田幾許ノ民

戸十二戸ヲ創立シ新ニ村名ヲ附シ明岡新田ト号シ一村独立スルノ

計画ヲナスモ新墾ノ地克ク永遠保続ノ道ヲ得ス加フルニ天明度ノ

大饑ニ際シ全戸潰滅ハ離散退転ノ悲惨ヲ視ルニ至リ開墾ノ大志徒

勞ニ属スルコトヲ憂慮シ則チ本村明岡村全体ノ救援ヲ以テ當時十

二戸之内九戸ヲ減シ三戸ヲ潰シ漸ク村名ヲ存致スルモ僅々三戸之

民力ニシテ新墾の全地ヲ維持スル克ハス余羸ノ出地ハ悉皆本村

ト協議ノ上扶助スルニ至レリ爾來星移リ物変ルニ迫ンテ漸ク土

地ノ声価ヲ挽回シ稍困難ノ苦境ヲ脱スルヲ得ルト雖モ僅々三戸ノ

小民ニシテ一村独立ノ治ヲ致ス克ハサルノミナラズ方今地籍ヲ明

カニシ地境ヲ詳カナラシムルノ秋ニ於テオヤ其錯雜分明ナラザル

モノ夥多ニシテ両村合併セサレバ其界域ヲ正フスル事ヲ得ス故ニ

其大意ヲ摘発シ本願ノ要領タル所以略述セン抑モ両村ノ境界ヲ判

別スル克ハサルモノハ前段陳述スル如ク中古新墾開拓ノ地ナルヲ

以テナリ故ニ両村ノ地タル犬牙相接統シ加フルニ本村地内(明岡

村ヲ云フ)ニ散在セリ又曾テ從來両村ノ境界ヲ分限セン事ナシ

夫レカ為メ両村ノ境界ヲ査定スル克ハス往々不便不利アルヲ免カ

レス其山林原野丈量ノ如キ于今調整ヲ視ル克ハス尋テ地籍調モ又
タ然リ之レ則チ地境錯雜シ其境界ヲ判別スル克ハサルヘシ兩村合
併セサルヘカラサル所以ナリ茲ニ兩村人民將來ノ得失ヲ忖度シ一
致協合シ其繁雜劣^(省カ)キ復旧兩村合併シ明新村ト改メ爾來四隣の境界
分明セサルモノヲ分明ナラシメ永遠地隣より其境界地ヲ爭論スル
ノ權ナカラシメント欲ス 何卒兩村ノ事情御明察ノ上本願の志意
御裁許被成下度別紙絵図面相副此段奉願上候以上

磐城国西白河郡明岡新村

人民惣代 渡辺牛蔵[㊟]

磐城国西白河郡明岡村

人民惣代 円谷佐重[㊟]

明治十七年十二月二日

矢吹村中畑新田村大和久村

西白河郡北平山村松倉村中畑村滑津村堤村

松崎村明岡村明岡新村中野目村

大畑村神田村三城目村須乗村

戸長 中葉重朗

福島県令殿代理

福島県少書記官村上楯朝殿

〔明新 円谷多一家文書〕

〔解説〕 明岡村・明岡新村は明治九年の合併の際に残り、明治
一七年に願を出し翌年にも同様願（六七）を出している。合併
は明治一九年五月二八日のことになる。

六七〔明治一八年四月明岡村明岡新村兩村合併願〕

明岡村明岡新村兩村合併願

磐城国西白河郡

明岡村

明防新田村

右明岡村之義ハ往古寛治年間中ニ在テ明武村ト云ヘ又ハ明賀村
トナシ文治年間ニ在テ 源頼朝公藤田ニ着陣シ途中当村觀音ニ参
詣ノ際村名ヲ相改メ明岡村ト称シ一村タリシガ明岡新村ノ義ハ
中古石川郡中野村二平某ナルモノ開墾篤志者ニシテ本村地内ニ原
野ノ多キヲ歎シ今ヨリ曩キ二百五十有四年前ノ事ナリシカ寛永四
年度ニ在テ其當時領主（白河城主ナリ）丹羽五郎左衛門長茂氏ニ
情願ヲナシ同五年十一月九日ニ在テ特許ヲ得竟ニ本村ニ至リ開墾
ノ業ヲ起シ引続キ本村外六ヶ村開拓ヲ起シ既ニ方今ニ至ル所有セ
リ墾田幾許ノ民戸十二戸ヲ創立シ新ニ村名ヲ附シ明岡新村ト号
シ一村独立スルノ計畫ヲナスモ新墾ノ地克ク永遠保続ノ道ヲ得ス
加フルニ天明度ノ大饑ニ際シ全戸潰滅或ハ離散退転ノ悲慘ヲ視ル
ニ至リ開墾ノ大志徒勞ニ属スル事ヲ憂慮シ則チ本村明岡村全体ノ

救援ヲ以テ當時十二戸ノ内九戸ヲ減ジ三戸ヲ遺シ漸ク村名ヲ存致スルモ僅々三戸ノ民力ニシテ新墾ノ全地ヲ維持スル克ハス余願ノ出地ハ悉皆本村ト協議ノ上救助スルニ至リ爾來星移リ物変ルニ迫ンテ漸ク土地ノ声価挽回シ稍困難ノ苦境ヲ脱スルヲ得ルト雖トモ僅々三戸ノ小民ニシテ一村獨立ノ治ヲ致ス克ハサルノミナラズ方今地籍ヲ明カニシ地境ヲ詳カナラシムルノ秋ニ於テオヤ其錯雜分明ナラザルモノ夥多ニシテ兩村合併セサレバ其界域ヲ正フスル事ヲ得ス故ニ其大意ヲ摘発シ本願要領タル所以略述セン抑モ兩村ノ境界ヲ判別スル克ハサルモノハ前段陳述スル如ク中古新墾開拓ノ地ナルヲ以テナリ故ニ兩村ノ地タル犬牙相接統シ加フルニ本村地内（明岡村ヲ云フ）ニ散在セリ又曾テ從來兩村ノ境界ヲ分限セシ事ナシ夫カ為メ兩村ノ境界ヲ査定スル克ハス往々不便不利アルヲ免カレス地境錯雜シ其境界判別スル克ハザルヘシ兩村合併セサルヘカサル所以ナリ事實如斯ニ候間水利上ノ如キニ村ノ分合ニ由テ敢テ便否アル事ナリ村費ノ如キニ至テハ現今費額ノ幾分ヲ少減スルハ必然タリ爾來永遠比隣ト其境界地ヲ爭論スルノ懼ナカラシメント欲ス 因之前顯ノ情実御明察兩村合併シ明新村ト改称ノ義御允可被成下度別紙図面并調書相添此段奉願上候也

磐城国西白河郡明岡新田村

人民惣代 渡辺丑藏^印

明治十八年四月十五日

同国同郡明岡村

人民惣代 円谷祐助^印

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長中葉重朗

勅甲 第九五〇号

書面願之趣聞届候条同村反別及地価地租地同毎取調員ニ可申出事

但荒地及開墾地ノ分ハ年記区分スヘシ

明治十九年五月二十八日

福島県令 赤司欽一

合村改称願ニ付調書

一戸数 二十五戸

人口 百六十人 明岡村

一戸数 三戸

人口 貳拾八人 明岡新田村

一反別 百貳拾町六反拾八歩 明岡村

内

反別七拾八町二反十六歩 民有第一種

内

田反別 十二町二反八畝二十歩

畑反別 二十八町五反六畝六五歩

宅地反別 二町五畝二十七歩

林反別 五反二畝拾九歩

山林反別 二十八町六反貳畝七步

草山反別 五町三反六畝二步

草野反別 三反三畝十五步

荒地年季 田反別 四反五畝拾零步

墓地反別 五畝二十三步 民有第二種

反別 四拾四町三反四畝九步 民有第三種

内

草山反別 三十七町三反九畝三步

草野反別 四町七反二十四步

溜池反別 二町二反一畝二十四步

堂宇數反別 貳畝十八步

反別 五拾六町八反九畝拾八步明岡新田村

内

反別 五拾六町五反五畝七步 民有第一種

内

田反別 九町四反六畝十一步

畑反別 拾一町一反九步

宅地反別 一反四畝二十七步

山林反 十八町九反五畝八步

草山反別 五町四畝拾步

草野反別 一反七畝三步

溜池反別 拾八步

荒地年季 田反別 二町五反八畝六步

同 畑反別九町八畝五步

墓地反別 二畝三步 民有第二種

社地反別 二畝二十四步 官有第一種

反別 貳町貳反九畝十四步 官有第三種

内

草山反別 一町一反一畝二十步

草野反別 一反八畝拾一步

溜池反別 九反九畝十三步

記

一明岡明岡新田兩村旧来ノ沿革

往古寛治年間ニ在テ明武村ト云ヘ又ハ明賀村トナシ文治年間ニ在テ源頼朝公藤田ノ城ニ着陣ノ途中当村観音ニ参詣ノ際村名ヲ相改メ明岡村ト称シ一村タリシ処以降石川郡中野村二平某ナルモノ開墾篤志者ニシテ本村(本村トハ明岡ヲ云フ)之地内ニ原野ノ多キヲ歎シ今ヨリ曩キ二百五十有五年前ノ事ニシテ寛永四年度ニ在テ其当時領主(白河城主ナリ)丹羽五郎左衛門長茂氏⁽⁷²⁾ニ情願ヲナシ同五年十一月九日ニ在テ特許ヲ得竟ニ本村ニ来リ開墾ノ業ヲ起シ本村外六ヶ村ニ限地開拓ヲナシ既ニ方今ニ至テハ明岡村明岡新田

村ト称ス

一 現今地勢水利ノ便否

素ヨリ地界錯接同一村ノ状態ナルニ付合村スルトキハ大ニ便宜ヲ得水利モ敢テ便否アルコトナシ

一村費異同并増減

村費ハ明岡新田ニ比スレハ明岡ハ僅々多ヲ加ル如シ然レトモ自

今合村スルトキハ幾分ノ減額ヲ見ルコト必セリ

右取調候処書面之通ニ候也

明治十八年四月十五日

西白河郡明岡新田村人民惣代

渡辺丑藏^印

同 郡明岡村人民惣代

円谷祐助^印

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長

中葉重朗

福島県令 赤司欽一殿

明岡村

磐城国西白河郡 合村之図

明岡新田村

○ 明岡村

● 明岡新田村

○印同村字番号

字界

道路

川溝

〔図面略〕

〔明新 内藤重治家文書〕

六八〔明治二十二年九月矢吹村外十四ヶ村戸長より村内申合規約

草案の達〕

達第五〇七号

世話掛

其村内ニ於テ明治十八年中申合規約勤勉儲蓄方法中更生之上猶明治二十一年〔破〕ヨリ同二十四年八月迄三ヶ年間継続実施方之儀ニ付予テ諭達及置候通り別紙規約草案差図シ候条且主旨ニ基キ村民協議之上本月二十日迄当役場へ届出ベシ

明治二十一年九月十三日

福島県西白河郡矢吹村外十四ヶ村戸長岡崎泰助^印

西白河郡何村申合規約

第一章 主旨

第一条 人世不時ノ災害ナシト云フ可ラズ 依テ明治十八年中村内申合規約勤勉儲蓄方法中更正之上猶明治二十

一年九月ヨリ同二十四年八月迄三ケ年間継続実施ス
ルモノトス

第二 条 村内ニ居住スルモノハ何人ト雖モ此規約ニ加ハラザ
ルヲ得ズ

第二章 勸勉

第三 条 就業時間ハ日出ヨリ日没迄トス

但業務都合ニヨリ時間外ニ勉勵スルハ妨ナシト雖モ
無謂時間ニ休業スルヲ得ズ

第四 条 三大節及氏神其他定例アル式日並ニ日曜日ヲ除ク外

ハ休業スベカラズ

但事故アリ休業スルトキハ戸長役場ニ届出ヘシ

第三章 貯蓄

第五 条 穀物ノ外ト雖モ玉蜀黍馬鈴薯等食料トナスニ足ルヘ

キモノハ勉メテ耕作シ若シクハ採拾シテ凶荒ヲ備フ

ベシ

第六 条 凶荒予備トシテ毎年十一月二十日限り差配人ノ許

ヘ金穀ヲ儲蓄スルモノトス

但シ本条穀類ハ老人ニ付老ケ月金老錢五厘ノ目的ヲ

以テ儲スルモノトス

第四章 節儉

第七 条 葬儀之節ハ相当親族及送葬人夫ノ外一切集合飲食ス

ベカラズ

第八 条 祝儀ハ衣服器具ヲ新調ス可カラザルハ勿論前条親族

者及媒妁人ノ外一切集合ス可カラズ

第九 条 前七条及八条集合ノ場合ニ於テハ供調飲食スベカラ

ズ

第十 条 村内ニ於テ規約年限中芝居相撲其他興行等セザルモ

ノトス

第十一 条 農業其他諸普請ノ手伝トシテ集合スルハ妨ケナシト

雖モ殊ニ酒肴ヲ供シテ飲食ス可ラズ

第五章 奨励

第十二 条 耕耘ハ必ズ其度数ヲ増シ等閑ニ付スベカラズ

第十三 条 肥料ハ務メテ製作シ充分ニ之ヲ施スベシ

第十四 条 荒蕪ヲ開拓シ雜穀ヲ播種スベシ

第十五 条 余業ヲ勵ミ日中ハ勿論常ニ夜業スベシ

第十六 条 町村中便宜組合ヲ設ケ毎組差配人ヲ置キ世話掛ヲ輔

ケ組内ヲ指揮スベシ

第十七 条 此規約ニ違背スル者ハ差配人ニ於テ手続ヲ為シ当郡

戸長役場ノ指揮ニ従フベシ

右規約条々遵守シ違背無之証トシテ一同連署スル者也

明治二十一年九月

新町名	旧町名	区										域	
		田	畑	宅地	塩田	鉱泉地	池沼	山林	原野	離種地	通計		
中畑村 ちゅうがは村	松倉村	六二七・七三二	三三八・三八八	三五・九六			〇二三	一、九四〇・二九	七・五三〇	一、五八	二六八・五〇六		
	○中畑村	一、七九三・四〇三	一、一五七・四八	一六七・五五				三、二九八・三二	五七九・三〇	七、四八	七、〇三三・四六八		
	大畑村	三三三・五二二	一〇七・三三三	一六、九〇			〇六	八八三・六三	九四〇・五三〇	一、八三	一、三九・九四〇		
	堤村	二〇九・七三三	九四・五五	三三、〇二				六六・九三	九六・五五	六、〇〇	一、〇九八・九六		
	中野目村	二〇五・一〇八	一一八・八八	一八、四四				二二・四四	七・二四	一、五〇	五七・七六		
	神田村	三九七・四二七	一八八・四四	二四、〇四			一一九	三九三・〇五	四三・五〇二	五四	一、〇四六・四四		
	明新村	二六四・二〇四	四七四・二九	二〇、六五			〇二八	五五・三七	六・九一五	七六	一、三三二・二四		
	小計	三、七三三・三六	二、三七二・二七	二九、五七			三〇六	七、八四六・九二	八三五・六六	一九、七七	二、一五〇・八三・六八		

第二号

小計	中畑村 なかはた	新町		諸税	井町	村費	税金	公債証書 面金高	村有地		建物	米穀	金高	米穀
		村名	町名						耕地	山林				
七ヶ村	明新 村	神田 村	中野 村	堤 村	大畑 村	中畑 村	松倉 村	四八、四四五 三、九六、一〇二 三〇一、〇〇八 一八九、〇〇六 二四〇、七六六 三〇六、七三三 二四六、一四八	一五、〇〇八 七〇、九三三 九〇、九〇八 七四、六六一 九七、九六六 二七、五七七 一〇四、〇三三	二七、三三六 四九、三三三 五、一五九 五、九〇七 七〇、四八九 七五、九四四 一〇六、六三三				
四、六七、一六五	一、四三、五九六	九四三、五九六							一六、一〇五	一四、三〇八	一八			

小計	中畑村 なかはた	官有地											
		村新 名町	村旧 名町	田	畑	宅	地	池沼	山林	原野	雑種地	通計	
七ヶ村	明新 村	神田 村	中野 目村	堤 村	大畑 町	中畑 村	松倉 村						
						三三	三、五七 四、一〇四	八三、九六 二四、一〇七	六三、六二五 三五、六二四	七四、七三 七二、二二五		八九、九〇 八〇、八三三	
一三			六二	二五				三、八八 二二、五八	五九、九〇三 三〇、八二八	六二、七八 一九、七〇		七〇、四三 七〇、四三	
		五二	一四〇 四					三二、一〇七 四八、〇〇八	四九、〇〇三 一〇六、四二五	九五、七八 一六四、〇〇〇		八〇、八三三 七〇、四三	
											一〇四	二八、九三 四三、七六六	
												六九四、九三 二〇〇、八〇七	

小計	中畑村 ナカハタ							新町 村名	戸口其他				
	七ヶ村	明新村	神田村	中野目村	堤村	大畑村	中畑村	松倉村	旧町 村名	人口	戸数	地価	地租
						</							

第一号

新町 村名	旧町 村名	区										通計
		田	畑	宅地	塩田	鉾泉地	池沼	山林	原野	雑種地		
	四ヶ村	一四六、〇三三 (反)	一三〇、六六八 (反)	二二、二二二 (反)			一、六〇三 (反)	二八、四六六 (反)	三八、七三三 (反)	五、八〇五 (反)	五、七四七 (反)	
	三城目村	四六、五〇〇	三〇、二二七	三、六八			九二、三三七	二六、八三七	一、三〇二	一、八〇九	一、七九、九〇二	
	須乗村	五九、二〇〇	四二、三六	八五、〇四			一〇、六〇四	二五、〇七六	三六、〇〇〇	一、八〇九	二八、八七三	
	矢吹村	三六、三三三	六九、六三	四、四五五			一五、七九六	四七、七三	四七、七三	一、三五	三、五、四三三	
	中畑新田村	二六、二〇五	二六、八二四	二七、三八			二、三〇六	六〇三、五五	八三、三〇三	一〇、二〇〇	二七、四六六	
小計												

一、合併ヲ要スル事由

神田中野目明新堤大畑ノ五ヶ村ハ最近ク其他モ亦相遠カラス

地形民情共ニ同一ナリ

二旧来町区画ノ沿革

明治九年六月日不詳松倉松倉新田ノ二ヶ村ヲ合セテ松倉村ト

明治十九年五月二十八日明岡新田村ハ戸数極メテ少数且土地錯

雜境界不明等ノ事故ニ依リ人民ノ情願ヲ以テ明岡村ト合併明新

村トナリタルモノナリ

三新町村名撰定ノ事由

大村の名称ヲ採ル

備考 本村ハ土地平坦ニシテ交通不便ナラス從テ民情風俗モ同一

ナレバ人民ハ調和スルヲ得ベシ

新町	旧町	官地有							雑種地	通計
		田	畑	宅地	池沼	山林	原野			
村	村	(区)	(区)	(区)				(区)		
矢吹村	三城目村				一七、八〇二	七三、六三〇	四五一、九三九		五五五、七〇〇	
	須乗村				一九、七六八	一六、三三四	一〇九、四〇三		二二九、七〇〇	
	矢吹村				一五、九一〇	二四、八七六	二四八、七六		二五七、〇〇〇	
	中畑新田村				四九、七〇一	一四、三三七	六九、五三三		一六、三〇〇	
小計	四ヶ村				三、三〇七	九五、三〇二	八二、七〇九		九四六、二五五	

[illegible]

矢吹村ハ本郡ニ在テハ白河町ニ次ク村ニシテ稍他ノ町村ト職
業ヲ異ニスルモノアルカ如シト雖實際ニ於テハ他ノ各村ト民情
風俗大差ナク概シテ此四ヶ村ハ地形民情共ニ同一ト謂フモ不可
ナキナリ

二旧来町区画ノ沿革

明治十年三月十七日矢吹矢吹新田ノ二ヶ村ヲ合セテ矢吹村ニ

城目三城目新田ノ二ヶ村ヲ合セテ三城目村須乗須乗新田ノ二ヶ村ヲ合セテ須乗村トナリタルモノナリ

三新町村選定ノ事由

第一号

大村ノ名称ヲ採ル

備考 本村ハ土地平坦ニシテ交通上不便ナラス從テ民情風俗モ大差ナケレバ人民ハ調和スルヲ得ヘキナリ

新町 村名	旧町 名	区										城
		田	畑	宅地	塩田	欽泉地	池沼	山林	原野	雑種地	通計	
大和久村	大和久村	六〇、三五五	二四七、八〇七	三三、八三三			一、三三二	一、三三五、八〇〇	五、一〇九	七、二〇〇	三三二、八三四	
踏瀬村	踏瀬村	四八五、三七七	二九五、七〇〇	二四、三九				一八九五、三六	一九、九四	八六	二、三三、〇三三	
下新城村	下新城村	七〇三、四二一	三〇八、四〇〇	五、四〇〇			二四	二六二、九五	三、五三	二、三七	二、三〇、三三八	
中新城村	中新城村	五七四、〇二七	三九〇、三三	五、三〇七				一八七、六六	四、九〇	一、九三	二、八六、三三八	
上新城村	上新城村	三一、九九九	一八六、四二五	二四、七〇				五、一八〇	七、八〇	一、八〇	一一四、六六	
町屋村	町屋村	三三、一二五	一七〇、二五	三、八二五				三、五、一二三	四、六六	一、三三	八〇五、七九	
増見村	増見村	六四、三六	二八三、三四	六、三三			〇五	三、四九、三九	四、六六	二、六三	三、四七、八五	
豊地村ノ内 飯土用坪	豊地村ノ内 飯土用坪	三三、七セ	七、三一	一、九六				二、三七、二〇	一、三、四四	一、三八	一、六、〇六	
小計	八ヶ村	三八九、九七	一八九四、八七	二九、八三			一、三三二	一、〇六〇、三八	三三、五〇	一九、五三	一、三、四七、三三	

(略)

〔県庁文書F一二七〇抜粋〕

解説

明治二二年四月、市町村制が全国的に施行されることになる。これと関連して従来の町村の合併が前提とされた。それは町村が国政事務を処理する財政能力をもつことが規定されるためである。福島県では明治二〇年から二一年にかけて町村合併の準備が、明治二二年四月一七日法律第一号市町村制の公布

によって進められ、各郡ごとに合併試案がつくられた。これによると、矢吹の村々は矢吹村・中畑村にまとめられ、大和久村は新城村に含められている。

七〇〔明治二十一年二月合併村答申〕

合併村答申書ニ対シ意見上申

新村名 旧村名

中畑村 松倉村

中畑村

大畑村

右三ヶ村及堤中野目神田明新ノ四ヶ村合併之義諮問候処中畑大畑松倉ノ三ヶ村ハ地形相近ク職業民情同一タルヲ以テ村役場ヲ中畑村ニ設置シ神田中野目松倉ノ三ヶ村ト合併致度趣別紙甲号之通中野目神田明新堤ノ四ヶ村ハ地形懸隔人情風俗異ナル所アルヲ以テ地形人情風土ノ適當シ水利耕地等ノ關係アル三城目須乗二ヶ村ト合併致度趣答申協議一定セサルニヨリ戸長ヲシテ熟議方相論サシメ候処中野目外三ヶ村ニ於テモ協議相整ヒ松倉村外二ヶ村ハ三ヶ村ヲ以テ一村組織ノ義別紙乙号之通答アリ繼テ又耕地秣場水路ノ關係等密着之從來交情親有相離ル可ラサルヲ以村名ヲ中畑村ト稱シ村役場位置ヲ中畑村ニ設置スルヲ希望スル旨別紙丙号之通申出適當の合併ト思考候条御採用相成度此段上申候也

明治二十一年十二月七日

福島県西白河郡長富田通信

福島県知事山田信道殿代理

福島県書記官永峰弥吉殿

(甲号) 答申書

今般地方制度実施各村分合之儀御諮問ニ付中畑村外大畑堤神田中野目松倉六ヶ村合併事務所ハ中畑村ニ設置何レモ距離屯里ニ滿タズ該當ヲ得ルモノトス各村農業上且民情風俗其異同無之其同団結ヲ斗レル見込ナリ

中畑 大畑 堤 神田 中野目 松倉

右六ヶ村地形屯里内ニシテ各村民情風俗共異ナル事ナシ旧来ノ交誼厚ク村名ヲ異ニスルモ一村ノ如クニ有之候間右六ヶ村連合仕度此段及答申候他

明治二十一年十一月十五日

西白河郡中畑村

議員 遠藤重三郎 同 小針東五郎

同 水戸亥之助 同 蛭田倉之助

同 遠藤七兵衛 同 岡崎長次郎

同 鈴木 弥作

西白河郡松倉村

議員 井戸沼角藏 同 塩田 市藏

同 井戸沼佳久十郎

同 安田勝次郎 同 井戸沼又藏

同 水野谷仁平 同 塩田 市松

同 富永 松藏

西白河郡大畑村

議員 青木政之助 同 青木佐二郎

同 青木要之助 同 蛭田 辰吉

同 大野 捨藏 同 青木 長五

同 関根半三郎 同 斎藤久之助

西白河郡長富田通信殿

(乙号) 答申書

町村分合之義ニ付曾テ答申書差出置候処地理其他都合ニヨリ神田村堤村中野目村ノ三ヶ村ヲ削リ更ニ大畑村松倉村ヲ併テ中畑村ニ成立シ可然哉之趣御下問之処別段異存モ無之候間此段及再答候也

明治二十一年十一月二十二日

西白河郡中畑村々会議員

遠藤重三郎 小針東五郎

蛭田倉之助 水戸亥之助

遠藤七兵衛 岡崎長次郎

一村惣代 鈴木 弥作

西白河郡大畑村々会議員

蛭田 辰吉 大野 捨藏

青木要之助 青木佐二郎

青木政之助

一村惣代 関根 嘉助

同郡松倉村々会議員

井戸沼角藏

井戸沼佳久十郎

井戸沼又藏

一村惣代 富永 松藏

(丙号) 上申書

西白河郡 中畑村

大畑村

松倉村

今般町村分合之義ニ付御下問ニヨリ分合村へ当否答申ニ及置候処追々変更実ニ将来ノ利害ニ大関係有之候分合ニ付更ニ中畑村松倉村大畑村三ヶ村合併之義殊ニ答申ニ及置候理由ハ既ニ松倉村トハ耕地ハ畔境ヲ成シ往古ヨリ秣等ハ入会殊ニ大切之用水路之如キモ一トシテ一村之異様ヲ成ササルハナシ隨テ風土民情ニ異ナルナシ実ニ密着ノ関係ヲ有シ元ヨリ分離スヘキ地盤ニ無之入会ノ地盤用水路ノ如キ中畑村地盤ニ大関係自然連担シ連年交情モ又親密ニシテ今回ノ合併村々ハ完全無欠ニシテ村名ハ中畑村ト惣称シ村役場位置モ中畑村ト團結仕候ニ付将来維持法等之如キ聊差支無之候間合併村々連署ヲ以テ此段上申候也

明治二十一年十一月二十日

松倉村議員

井戸沼角藏

井戸沼佳久十郎

井戸沼又藏

同村惣代 富永 松藏

中畑村議員

遠藤重三郎 小針東五郎

水戸亥之助 遠藤七兵衛

蛭田倉之助 岡崎長次郎

同村惣代 鈴木 弥作

大畑村議員

大野 捨藏 蛭田 辰吉

青木要之助 青木佐二郎

青木政之助

同村惣代 関根 嘉助

西白河郡長富田通信殿

(名前は上より下へつづく)

〔県庁文書下二二七六〕

七一〔明治二十一年二月合併村答申〕

合併村答申書に對し意見上申

新村名

旧村名

矢吹村

矢吹村

中畑新田村

大和久村

三城目村

須乗村

神田村

堤村

中野目村

明新村

三神村

右矢吹村ハ三城目須乗中畑新田ノ四ヶ村合併矢吹村ト称シ神田堤
中野目明新ノ四ヶ村ハ松倉中畑大畑ノ三ヶ村ト合併中畑村ト称ス
ル儀諮問候処矢吹村ハ原案四ヶ村ノ外地形人情風俗ノ適當セルヲ
以テ原案新城村中ニ加ヘタル大和久村ヲ加ヘ度趣別紙甲号之通中
畑新田村ハ三城目須乗ノ二ヶ村ハ土地遠隔ナルヲ以テ之ヲ除キ更
ニ地形近接人情風俗相均シキ中畑大和久大畑ノ三村ト合併致度趣
別紙乙号之通三城目須乗ノ二ヶ村ハ矢吹ト離ルル遠ク且矢吹中畑
新田村トハ職業民情風俗異ナルヲ以テ地形相近ク風俗相同シク從
来交誼ノ厚キ神田中野目明新堤ノ四ヶ村ト合併シ村役場ヲ神田村

ニ設置致度趣別紙丙号之通神田中野目明新堤ノ四ヶ村ハ地形人情風俗ヲ異ニセル中畑村外二ヶ村ト分離シ地形人情風俗ノ適當シ水利耕地等ノ關係

「」ノ二ヶ村ノ合併シ村役場位置ヲ神田村ニ設置致度趣別紙丁号之通答申三城目須乗ノ二ヶ村ト意見相同シ又原案新城村ニ加ヘタル大和久村モ新城村外五ヶ村トハ地勢懸隔スルヲ以テ共ニ国道ニ当リ地形接近人情和合之矢吹中畑新田村ト合併致度趣別紙戊号之通答申尚又三城目村外五ヶ村ハ其主旨ヲ敷衍シテ別紙己号之通申出ニ付戸長ヲシテ熟議方諭示為致候処矢吹中畑新田ノ二ヶ村ハ大和久村ト合併三ヶ村ヲ以テ一村組織之儀異議ナキ趣別紙庚辛号之通松倉大畑中畑ノ三ヶ村ハ右三ヶ村ヲ以テ中畑村ト称スル一村ヲ組織スルヲ希望致候趣更ニ申出候ニ付前記新撰ノ二ヶ村ハ適當ノ合併ト思考致候条御採用相成度此段上申候也

但三城目村外五ヶ村ハ新村名ヲ盟治村ト撰定致度旨答申ニ候得共穩当ナラサル様思考候ニ付大村タル三城目ノ頭字三村役場位置タル神田村ノ頭字神ノ字ヲ採リ三神村ト称シ候様致度添テ上申致候

明治二十一年十二月七日

福島県西白河郡長 富田通信

福島県知事 山田信道殿代理

福島県書記官 永峰弥吉殿

(甲号) 答申書

町村制実施ニ先チ町村分合ノ事御諮問ニ対シ左ニ答申仕候也御草案ハ至極其當ヲ得タルモノニシテ毫モ異議無御座乍去大和久村ハ地形上ヨリスルモ風俗人情ヨリスルモ老少ヲ問ハス日々往復致居自然地形人情ニ適ヒタルモノナレハ右村ヲ合併スル至當ト被存候
右及答申候也

明治二十一年十一月十四日

矢吹村村會議員

藤田熊五郎 長尾半次郎

会田 嘉助 渡辺 治平

芳賀輝太郎 石井 皆兄

横川 栄二 大木 代吉

西白河郡長 富田通信段

(乙号) 答申書

今般町村分合之儀ニ付本日御諮問ニ際シ左ニ及答申候

一 矢吹村 中畑村 中畑新田村 大和久村 大畑村 五ヶ村合

併右ハ御草案書中三城目村須乗村ヲ除ク所以ハ里程壹里貳拾丁余隔絶地ナル故ナリ將中畑村大和久村大畑村三ヶ村ハ地形近接ニシテ尤人情土風悉ク交互セシムヲ以テナリ

右答申ニ及候也

明治二十一年十一月十四日

西白河郡中畑新田村

議員 小針 鎮平 同 小針 清治

同 佐久間平三郎 同 佐久間金五郎

同 渡辺 惣兵衛

西白河郡長 富田通信殿

(丙号) 答申書

今般地方制度実施ニ付町村分合ノ義御諮問相成候ニ三城目及須乗村ハ矢吹村中畑新田村ト合併シ其事務所ハ矢吹村ニ設置之趣ニ有之候得共当村ニハ矢吹村ト離ルル事甚タ遠ク当矢吹中畑新田ノ兩村ハ農一商九ニシテ民情風俗甚タ背馳候ニ付右兩村ト合併相成候テハ将来如何ナル不幸ヲ来タスヤモ計ラレス候因テ左ノ村々ト連合シ共同団結ヲ計ルノ見込ナリ

神田村 中野目村 明新村 堤村

右四ヶ村及当二ヶ村ハ地形屯里内ノ範圍内ニアル殊ニ神田村ハ六ヶ村ノ中央便利ニ有之候得ハ村長役場ハ神田村ヘ設置致見込ニ付尚各村皆農業ヲ事トス民情風俗モ異ナルナク殊ニ旧来ノ交誼甚タ厚ク村名ヲ異ニスルモ屯村ノ如クニ有之候間当二ヶ村ニテハ右四ヶ村ト連合仕度此段及答申候也

明治二十一年十一月十四日

西白河郡三城目村

議員 佐久間佐藏 同 関根紋三郎

同 降矢 万藏 同 加藤 勇八

同 小林丑太郎 同 関根 紋藏

同 相楽 久助 同 渡辺 金藏

同須乗村

議員 松谷 勝親 同 坂路重四郎

同 小針孫右衛門 同 坂路 忠藏

同 遠藤喜右衛門 同 酒井喜与次

西白河郡長 富田通信殿

(丁号) 答申書

今般地方制度実施ニ先チ町村分合之義ニ付本日親シク御諮問ニ相成候ニ付左ニ奉答申候

今回郡衙ヨリ発セラレタル草案ヲ拝読スルニ中野目明新神田堤四ヶ村之義ハ中畑村ヘ合併村名ヲ中畑村ト称スル旨趣ニ候得共第一右村トハ地形人情風俗ヲ異ニシ遠隔不便之地ニシテ今里程ヲ概スルニ明新村ヨリ一里拾五丁中野目村ヨリ一里拾貳丁神田村ヨリ一里拾四丁堤村ヨリ一里是レ尤近キ処ナリ独リ遠隔ノミナラス殊ニ霖雨ノ際ハ道路泥濘歩行困難ナリ依テ右四ヶ村ノ如キハ三城目須

乘の両村ヲ併セ都合六ヶ村ヲ以テ一ノ自治区ヲ造成セサルヲ得ス抑此地勢タルヤ南松崎村裏山ヨリ起リ大畑堤ノ間ニ至ル迄一ノ小山脈ヲナシ恰モ是レカ堀堀タルモノノ如シ東ハ阿武隈川ヲ以テ石川郡界トナル北ハ三城目須乗ノ両村ヲ以テ岩瀬郡ニ界ス戸數三百拾貳戸人口千七百五拾七人地価拾壹万余土地平坦人情風俗ニ至ル迄一トシテ適當セル事ナク是ヲ以テ之ヲ考フルニ当六ヶ村ノ如キハ誠ニ天然ノ自治区を造成シタルモノノ如シ殊ニ三城目村ハ土地広潤ナリ神田中野目両村ハ土地狭少ニシテ溜池ヲ築クノ余地ナク甚タ水利ニ苦シミ宝永年中両村ニ於テ三城目村ニ替地ヲ出シ溜池ヲ築キ北堀筋ハ堤村地内ヲ貫通シ両村灌溉ニ便ニス尚堤村ニ堀代ト唱ヒ良田ヲ替地ニ出シタル事既ニ人口ニ膾炙ス尚古書ニ就テ歴然タリ是レ三城目神田中野目堤四ヶ村密接ノ關係アル所以ナリ尚中野目村ニ於テハ溜池ノ不足ヲ憂ヒ明新村ニ替地ヲ出シ溜池ヲ築キ是又灌溉ニ便ニス而シテ明新村ハ田地寡少ニシテ神田中野目堤村ノ田地ヲ小作スル事年々拾町歩ニ余レリ是等ヲ以テ考フルニ何レモ離ルベカラザル關係アル各村ナリ尚村長役場位置ノ点ニ至ツテハ神田村ヘ配置アラレ度尤同村ヨリ各村ヘノ距離遠クシテ二十七八丁ニ過キス殊ニ矢吹村国道線路ヨリ石川郡石川遠クハ磐城平ニ通スル線路ニ当レリ尚此件ニ付テハ予メ六ヶ村人民惣代村會議員一同協議之上共同團結致更ニ一村ヲ組織シ村役場ハ中央ナル神田村ニ設置ノ義契約書為取替置候必竟此六ヶ村村團結スルモ中央神

田村ニ村役場ヲ設置スル義ヨリ明新中野目堤ノ三ヶ村ノ賛成ヲ得テ共同一致シタルモノナリ

前陳ノ理由ナルニ依リ拙者共中畑村ヘ合併之義決シテ欲セサル所ナリ依テ別紙略図面參考之為相添ヒ差上候間何卒合併見込之通御採用有之度此段一同連署ヲ以テ奉答申候也

明治二十一年十一月十五日

神田村々々會議員

藤井 源助 同 藤井 長十

同 藤井 重助 同 鈴木 利助

藤井 直次

中野目村々々會議員

同 佐藤 平吉 同 佐藤 莊助

同 大木雄三郎 同 円谷 国藏

円谷 善助

堤村々々會議員

同 小泉幸之助 同 吉田秀次郎

同 吉田茂三郎 同 小泉 亀吉

吉田 清吉

明新村々々會議員

円谷 祐助 同 円谷 多重

同 円谷 佐十 同 円谷 藤吉

西白河郡長 富田通信殿

同 円谷 茂八 円谷 庄三
内藤 常吉

(戊号) 答申書

西白河郡大和久村

右者今般町村制度分合ヲ以テ新城村組合原案御下付ニ相成候得共該村ハ通路中隈戸川一条ヲ以テ隔絶シ往返不便不少因テ矢吹村中畑新田村并本村之儀ハ何レモ近接シ殊ニ一等道路之村落ニテ万事便利ヲナシ且是迄学区モ右三ヶ村ニテ設置罷在随テ人情等モ相叶居候儀ニ御座候間何卒矢吹村へ組入相成候様奉願候依テ及答申候也

明治二十一年十一月十三日

右村議員

星 留之助

小泉 辰吉

十文字春吉

根本 清蔵

高田 政助

西白河郡長 富田通信殿

(己号) 上申書

西白河郡 三城目村

神田村

堤 村

明神村

須乗村

中野目村

右村々ノ儀今般地方制度実施ニ先チ町村分合之義ニ付本月十四十五両日ヲ以テ諮問会開設相成郡衙ヨリ発セラレタル草案ヲ拝読スルニ三城目須乗ノ両村ハ矢吹村へ合併中野目明新神田堤此四ヶ村ノ如キハ中畑村へ合併云々之点ニ至リ第一該村トハ地形人情風俗ヲ異ニスル処ヨリ彼是憂慮措リ能ハス罷在候処同時ニ三城目須乗兩村之義モ右同様ナル場合ニ際シ更ニ六ヶ村ニ於テ共同団結致一ノ自治区ヲ構成スルヲ目的トシ既ニ各村ニ於テ一定シタル都合ニ奉答申置候へ共村長役場位置之義ニ付十分ニ尽サ、ル次第有之ニ付今回重テ上申候旨趣左ニ
抑当六ヶ村ノ地勢ヲ概視スルニ南松崎村裏山ヨリ起大畑堤ノ間ニ至ル山林ヲ以テ一ノ小山脉ヲナシ恰モ之カ塀堀タルモノノ如シ東ハ阿武隈川ヲ以テ石川郡界トナル北ハ三城目須乗ノ両村ヲ以テ岩瀬郡ト界ス戸数三百拾貳戸 人口千七百余人地価拾壹万余北間土地平坦地形人情風俗ニ至ルマテ一トシテ適當セザルコトナリ殊ニ

中野目神田堤此三ヶ村ニ於テハ三城目村ヘ対シ欠ク可ラサル関係有之而シテ中野目明新ノ間ニ於テ欠ク可

白坂忠之丞 円谷 善助
神田村

此ノ義ハ曩ニ答申書ニ詳細記載スレバ今此ニ贅セス是ヲ以テ熟考スルニ実ニ天然ノ良自治区ヲ得タルモノト云フモ敢テ誣言ニ非ラサルナリ尚村長役場位置ノ点ニ至テハ六ヶ村中央神田村ニ設置セラレ度実ニ此地タルヤ六ヶ村中央ノ地ニシテ是ヨリ各村ヘノ距離遠クシテ二十六七丁ニ過キズ殊ニ西一里拾七丁余ヲ隔テ、矢吹村国道線路ニ通ス東ハ石川郡石川遠クハ磐城平ニ通スル線路ニ当レリ依テ右地ニ役場設置相成候得ハ六ヶ村人民一般ノ幸福此上モナキ仕合ナレバ是非此地ヘ御設置アラレ度飽マテ熱望ニ止マサルナリ次ニ村名ハ盟明ト改称仕度尤前二件之義ハ府県知事ニ於テ指定スルモノナレトモ此際一定ノ望アラバ申出ツルモ妨ナシト合併主意書ニ有之候ヘハ右様改正仕度尚県會議員且三庁ノ御意見モ大同小異ノ都合ナレバ如何様相成哉モ難計実ニ心痛罷在候得共六ヶ村ノ内壱ヶ村タリタトモ他ノ組合ニ相成候ヘバ維持上ニ差支候間是非共当六ヶ村ヲ以テ一ノ自治区ヲ組織相成様仕度候間前頭篤ト御洞察之上可然御採用相成度此段一同連署ヲ以テ奉上申候也

明治二十一年十一月

西白河郡中野目村

佐藤 平吉 佐藤 莊助

円谷 国蔵 大木雄三郎

堤 村

藤井 義助

藤井七郎右衛門

鈴木 利助 藤井 源助

藤井 重助 藤井 長重

小原 亀七 吉田 清吉

吉田秀次郎 小泉幸之助

吉田茂三郎

明新村

円谷 祐助 円谷 多十

円谷 佐十 円谷 藤吉

田谷 茂八 円谷 庄三

三城目村

加藤 勇八 関根紋三郎

降矢 万三 関根 紋三

小林丑太郎 佐久間佐蔵

須栗村

松谷儀右衛門

小針孫右衛門

西白河郡長 富田通信殿

坂路重四郎 松谷 勝親

(庚号) 答申書

町村分合之義ニ付曾テ答申書差出置候処地理其他之都合ニ拠リ其
三城目須乗ノ両村ヲ削リ更ニ中畑新田大和久ノ両村ヲ本村へ併セ
テ一村ヲ成立シ可然乎ノ趣御下問ニ付別段異存無之候間此段及再
答候也

明治二十一年十一月二十二日

西白河郡矢吹村々会議員

会田 嘉助

石井 皆兄

渡辺 治平

藤田熊五郎

長尾半次郎

横川 栄二

大木 代吉

西白河郡長 富田通信殿

(辛号) 答申書

町村分合之儀ニ付曾テ答申書差出置候処地理其ノ他之都合ニ拠リ

中畑村大畑村之両村ヲ削リ更ニ矢吹大和久本村ヲ併セ卷ケ村ヲ造
成可然之趣御下問ニ付別段異存無之候間此段及再答候也

明治二十一年十一月二十三日

西白河郡中畑新田村村會議員

小針 鎮平

小針 清治

佐久間金五郎

佐久間平三郎

佐久間 磯吉

一村惣代 渡辺 惣兵衛

西白河郡長 富田通信殿

(名前は上より下へつづく)

〔県庁文書F二二七六〕

解説 各村に示達された合併内申は相当論議を呼び各村では、
再三検討が加えられ二転三転していることがこの答申によって
知れる。各村の議員・惣代名なども知ることができる。

七二〔明治二十一年二月町村分合調書進達〕

(表紙)

「合併并組合町村調

福島県

福島県西白河郡長 富田通信印

福島県知事 山田信道殿代理

福島県書記官 永峰弥吉殿

(略)

第二号

[illegible]

第二号

小計	新町 村名	旧町 村名	諸税并町村費		町有財産力						
			国税	地方税	現金	公債証券 等ノ券面	村土地	山林	建物	米穀	負債
三城目村	三城目村	三城目村	三、三六六 一、五九八、四五	六、七〇三 一、二二、九五	四、七九〇 七九、八六一	一九三三 五、七二	五、七二	二、〇二	三		
須乗村	須乗村	須乗村	三、四六、七三	二七、五七	七、九四四	一六	一、九〇六	一五、三四	三		
神田村	神田村	神田村	一八九、〇〇六	七四、六二	五、九〇七	〇〇〇	一、九〇六	一五、三四	三		
堤村	堤村	堤村	二四〇、七六	九七、九六	七、四八九	〇〇〇	一、九〇六	一五、三四	三		
中野目村	中野目村	中野目村	二四〇、七六	九七、九六	七、四八九	〇〇〇	一、九〇六	一五、三四	三		
明神村	明神村	明神村	二四〇、一〇六	一〇四、五三	一六、六三	六、七六	七、七九	三、七九	三		
六ヶ村	六ヶ村	六ヶ村	四、八九七、七三	一、二八、六四	八四三、七六	九、〇三	七、七九	三、七九	三		

第三号

新町村名	旧町村名	戸口		地価		租	他
		人	戸	数	地	地	四至最端ノ里数
三城目村	三城目村	九二		一六四	六三、九三、七五五	一、五七、四七四	西
須乗村	須乗村	三三		三	一一、一六、七九	二六、四八	東
神田村	神田村	一五		三	一三、八六、五七六	三三、六三	南
堤村	堤村	二三		二〇	六、八三、一七三	一七、〇六	北
中野目村	中野目村	一四七		二七	八、四九、四三	三三、四七	
明新村	明新村	三〇〇		三三	八、七〇、六八	三三、一八七	
小計	六ヶ村	一、七七七		三三三	一一、〇九、三三	二、七二、五九	

一合併ヲ要スル事由

此村落ハ本郡ノ東北端ニアリ地形民情共ニ同一ナリ三城目村稍大村ナルモ到底独立ノ力ナク其他各村小村ニシテ法律ノ義務ヲ負担シ難キヲ以テ此合併ヲ要ス

二旧来町村区画ノ沿革

明治十年三月十七日三城目三城目新田ノ二ヶ村ヲ合セテ三城目村須乗須乗新田ノ二ヶ村ヲ合セテ須乗村明治十九年五月二十八日明岡新田村八戸数極メテ少数且土地錯雜境界不明等ノ事故ニ依リ人民ノ情願ヲ以テ明岡村ト合併明新村トナリタルモノナリ三新町村名撰定ノ事由

三城目神田ノ二ヶ村ヲ参互シテ之ヲ採ル

備考 本村ハ土地平早ニシテ交通上不便ナラス從テ民情風俗モ同

一ナレハ人民ハ能ク調和スルヲ得ヘシ曩ニ松倉中畑大畑堤中野目神田明新ノ七ヶ村ヲ合併シ中畑村トシ三城目須乗矢吹中畑新田ノ四ヶ村ヲ合併シ矢吹村トセントシ各村ニ諮問スルヤ三城目須乗ノ二ヶ村ハ神田中野目明新堤ノ四ヶ村ヲ加ヘ一村ヲ組織セントシ議相同シ此ヲ以テ其諮問ニ關係アル各村ニシテ別ニ異見アルモノニ就キ再ヒ其意ヲ諮ハシムルニ敢テ之ヲ拒ムモノナキノミナラス本村ニ記セル三城目村外五ヶ村ハ再ヒ一区域ヲナスノ必要ヲ陳シ村長役場位置ヲ中央神田村ニ置カン事ヲ望ムニ因リ則其希望ヲ取り本村ヲ新撰スト雖モ其新村名ニ至リテハコレヲ盟治村ト称スルヲ陳フルモ適當ト視認シ難キヲ以テ之ヲ取ラス

[illegible]

新町 村名	旧町 村名	資力										
		諸税并町村費	町村 公有財產	負債								
矢吹村	矢吹村	国税 (円) 三、六、四八六	地方税 (円) 九、一、七	町村費 (円) 六、九、〇八〇	現金 (円) 六、〇〇〇	公債証券 金高	耕地 (円) 三、六、四	山林 (円) 一、三、九四	建物	米穀	金高	米穀
中畑新田村	中畑新田村	二〇、二、五九	一、六、一〇三	一〇〇、二、三四	三、〇、〇〇〇		二、四、六、四	一、二、三、二四		三		
大和久村	大和久村	四、六、六四	一、七、七、六六	二、三、八、七	三、〇、〇〇〇		三、六、三二	五九、三八		三		
小計	三ヶ村	四、〇、五、六二	一、三、三、七、四三	一、一、〇〇、一、七	二、二、二、二							

第三号

新町村名	旧町村名	戸			口			其 他		
		人	口	戸	数	地	価	地	租	
矢吹村	矢吹村	一、一六七			二〇九	一〇、〇五、一九四		五〇、一七六	四至最端ノ里数	
中畑新田村	中畑新田村	三九			五	六、三五五、五五六		一〇、九五		
大和久村	大和久村	三三			五	一六、八六三、七二三		四三、五九三		
小計	三ヶ村	一、八〇七			三六	四三、二七一、四三三		一、〇九三、六六六		

一合併ヲ要スル事由

矢吹村ハ本郡内ニアリテハ白河町ニ次ク村ニシテ稍他ノ二村ト職業ヲ異ニスルモノアルカ如シト雖モ北三ヶ村ハ国道ニ当リ相距ル事近ク從來自ラ連合シレ来ルモノナルヲ以テ地形民情共ニ同一ト云フモ不可ナシ矢吹村戸數二百余アルモ到底独立ノ資力ニ乏シク他二村小村ニシテ法律ノ義務ヲ負担シ難キヲ以テ此合併ヲ要ス

二旧来町村区画ノ沿革

明治十年三月十七日矢吹矢吹新田ノ二ヶ村ヲ合セテ矢吹村トナ

リタルモノナリ

三新町村名撰定ノ事由

大村ノ名称ヲ取ル

備考 本村ハ土地平坦ニシテ交通上大ニ便ヲ得從ツテ民情風俗モ

大差ナケレバ人民ハ能ク調和スルヲ得ベキアリ曩ニ三城目須瀧

矢吹中畑新田ノ四ヶ村ヲ以テ矢吹村ナルモノヲ新撰シ各村ニ諮問スルヤ三城目須瀧ノ二ヶ村ハコレヲ望マスシテ神田中野目明新堤等ノ各村ト合併セン事ヲ切望シ矢吹村ハ此四ヶ村ニ大和久村ヲ加ヘ五ヶ村ヲ以テ一村ヲ組織スルヲ希望シ中畑新田村ハ矢吹中畑大和久大畑ノ五ヶ村ヲ以テ一村ヲ希望シ議相整ハス而シテ大和久村ハ新撰信夫村中ニ加ヘタルモ本村ニ合併スルヲ希望スルヲ以テ則再説明ヲ加ヘシムルニ矢吹中畑新田大和久ノ三ヶ村ヲ以テ一村ヲ組織スルニ異議ナキヲ以テ本村ヲ組織ス

〔県庁文書F一二七三抜粋〕

解説 各村の意見がようやくまとまり、中畑村、三神村・矢吹村を設けることになり、大和久村も新城村から離れ矢吹村に合併することになった。当時の各村の資力・人口などこれによって知れる。

七三〔明治三十二年三月町村区域名称改正の県達〕

県令甲第二十一号

明治十一年（七月）第十七号布告郡区町村

編成法ニ依リ本県町村区域名称左ノ通相定メ来ル四月一日ヨリ

施行ス

明治二十二年三月二十五日

福島県知事 山田 信道

（略）

西白河郡

中畑村

松倉村、中畑村、大畑村

三神村

三城目村、須乗村、神田村、堤村、中野目

村、明新村

矢吹村

矢吹村、中畑新田村、大和久村

略

岩瀬郡

広戸村

柿ノ内村、高林村、飯豊村、白子村、小川

村

〔「福島県報」明22・3・25県立図書館所蔵〕

解説

合併の県達で、これによって前年末の七万一千三百四十四村は一万五千二百〇四村に減少することになる。郡区町村編成法による明治二十二年四月一日に合併され、新しい町村が誕生する。いわゆる二二年の町村合併である。

七四〔明治三十二年三月町村制施行の県達〕

県令甲第二十三号

本年四月一日ヨリ本県町村制ヲ施行ス、

明治二十二年三月二十五日

福島県知事 山田 信道

〔「福島県報」明22福島県立図書館所蔵〕

解説

明治二〇年法律第一号市制町村制にもとづいて福島県は町村制を明治二十二年四月一日より施行するものである。

七五〔明治三十二年三月元戸長・元戸長役場名称の県達〕

県訓令第四十三号

郡役所 戸長役場

町村戸長ハ町村制施行ノ日ヨリ町村長ヘ事務引続ニ至ル迄ハ、元何町（村）戸長又ハ元何町（村）戸長役場ノ名義ヲ以テ現今所轄内ノ事務ハ従前ノ通取扱フヘシ、

明治二十二年三月二十七日

福島県知事 山田 信道

〔「福島県報」明22福島県立図書館所蔵〕

七六〔明治三十二年四月旧町村名を大字にする県達〕

県令甲第四十号

本年三月県令甲第二十一号ヲ以テ区域名称改定候処、旧町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スヘシ、

明治二十二年四月九日

福島県知事 山田 信道

〔「福島県報」明22福島県立図書館所蔵〕

七七〔明治二十二年四月町村役場名称の県達〕

県令甲第三十四号

町村庁ノ名称ヲ町村役場ト称ス、

明治二十二年四月二日

福島県知事 山田 信道

〔「福島県報」明22福島県立図書館所蔵〕

七八〔明治二十二年四月町村役場位置の県達〕

県令第三十五号

町役場位置左之通相定ム

明治二十二年四月二日

福島県知事 山田 信道

〔略〕

郡名 町村名 役場位置

西白河郡 中畑村 中畑

三神村 神田
矢吹村 矢吹

〔「福島県報」明22県立図書館所蔵〕

七九〔明治二十二年九月村長助役名簿〕

中畑村 中畑

村長 名誉 遠藤七兵衛 福島県民

助役 同 小針東五郎 同上

三神村 神田

村長

助役 名誉 鈴木利助 福島県民

矢吹村 矢吹

村長 有給 緑川三治郎 福島県民

助役 名誉 小林繁吉 同上

〔明治二十二年九月刊「福島県管内職員録」抜粋〕

〔解説〕 町村制の規定によると村長、助役は任期が四年で村会において満三〇歳以上の者で選挙権を有する者の中から選挙し、名誉職であることを原則とするが場合によっては有給であった。当選者を知事が認可を与えることになっている。

明治二十二年町村制施行初代の村長・助役名であるが三神村長は空白になっている。

八〇号は明治二十三年一月現在で助役名はない。

なお矢吹村長緑川三治郎は明治二十二年一月八日に重世と改名している。

八〇〔明治二十三年一月村長名〕

中畑村長 名督 遠藤七兵衛
三神村長 有給 矢部相藏
矢吹村長 同 緑川重世

〔明治二十三年一月刊「福島県職員録」抜粋〕

八一〔明治二十二年八月町村役場処務規程設置の県達〕

県訓令甲第四百十号

郡役所 町村役場

町村役場処務規程ノ設置改正変更并ニ昇降時限等ハ所轄郡長ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ、

明治二十二年八月十四日

福島県知事 山田 信道

〔「福島県報」明22福島県立図書館所蔵〕

八二〔明治二十二年一月町村役場処務規程標準の県達〕

庶第四七〇号

町村役場処務規程ノ義ハ町村長ニ於テ取設ケ郡長ノ認可ヲ得テ施

行スヘキ管ニ有之候処、過般御集会ノ節御協議ノ次第モ有之候ニ付、右ハ御認可ノ際御参照トナルヘキ要領取調文書様式文書取扱文簿整理宿直例等ノ如キ從來取設ケ来リ候慣例相存候分ハ相省キ申候間慣例御參酌相成可然存候、且町村役場処務規程ノ義ハ固ト町村ノ状況ニ依リ便宜可取設筋ニ付画一ノ規程ハ到底難被行義ト存候間、實際施行上敏捷且簡易ニシテ不取締無之様御注意御認可相成度命ヲ受ケ此段及御通牒候也、追テ町村役場事務分掌ハ別紙要領第二条第三条ノ如ク区分スト雖モ收入役ノ位地ハ特立ノモノニシテ固ヨリ両科中ニハ包含セサル義ト御承知可有之此段為念申進候也、

明治二十二年十一月十九日

第一部長

町村役場処務規程標準

第一条 町村役場ノ事務ヲ整理スル為メ第一科・第二科ヲ置

ク、

第二条 第一科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス、

一、議事・文書・農商・庶務・兵事・学務・衛生ニ

関スル事項、

第三条 第二科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス、

一、土木・地理・諸税・徴収ニ関スル事項、

第四条 町村長ハ主務者ノ分掌ヲ定ム、

第五条 前条分掌ヲ定ムト雖モ緩急ニ依リ互ニ相補助シ事務

ノ波滯ナカラシムルヲ要ス、

第六條 町村長ハ事務ヲ総理スト雖モ又主任トナリ事務ヲ調

理スルモノトス、

第七條 吏員僅少若クハ分科ノ必要ナキトキハ町村長ニ於テ

適宜主務者ノ分担ヲ定ムルモ妨ケナシ、

第八條 町村長若クハ町村役場宛ノ文書ハ町村長ニ於テ自ラ

之ヲ授受シ処分案ヲ指示シテ主務者ニ領テ処理セシムルモノトス、

第九條 收受シタル文書ニハ野外右ノ下端ニ月日受付ノ印ヲ

押捺シ收受ノ日時ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス、

第十條 諸願伺届等奥印ヲ請フモノアルトキ其事件ニ対シ意

見アレハ其旨ヲ添申シ進達スル手續ヲナスヲ要ス、

第十一條 奥書連印済ノ文書ニシテ自ラ官庁ニ進達セント請フ

モノアルトキハ成規アルモノヲ除ク外其意ニ任スルヲ要ス、

第十二條 助役ニ分掌シタル事務ニ就テハ其助役ノ名ヲ以テ文

書ノ往復ヲナスモノトス、

第十三條 収入役ノ事務多端ナルトキハ書記ヲシテ収入役ニ分

属セシムルヲ得、

第十四條 町村役場ニハ出勤簿ヲ備ヘ置クヘシ、

第十五條 町村役場ノ宿直ハ町村長助役書記等ノ内順次之ヲ務

ムルモノトス、

第十六條 凡ソ町村役場ノ公文簿書等ハ総テ鄭重ニ保存シ苟ク

モ散逸ナキヲ要ス、

第十七條 文書ハ錯雜紛乱セサル様其種類ヲ分チ編綴スルヲ要

ス、

第十八條 文簿中緊要ノモノハ索引ヲ付シ置クモノトス、

第十九條 吏員病氣事故忌服等ノ為メ出頭シ難キ時ハ出頭時間

前届出ルヲ要ス、

第二十條 書記其他附屬員私事他行セントスルトキハ町村長ノ

許可ヲ受クルヲ要ス、但忌服ハ町村長ニ届出テ町村長ニ於テ出仕ヲ必要ト認ムルトキハ除服ヲ命スルモノトス、

第二十一條 公私ヲ論セス他出スルトキハ担当ノ事務未済ノモノ

ハ必ス同僚ニ引継キ事務ノ波滯ナキヲ要ス、

第二十二條 町村長ハ町村役場ヨリ發送スル文書ノ様式文書取扱

文簿整理宿直及非常心得等ニ関スル細則ヲ設ケ施行スルヲ要ス、

第二十三條 町村ノ収入支出其他会計事務ニ関スル手續ハ別ニ之

ヲ定ム

〔解説〕 町村役場処務規程標準の県達。町村役場処務規程の制定

〔福島県報〕明22福島県立図書館所蔵

は町村長が作成し郡長が認可する規定となっていて、郡長が認可の参考のために示したのが、この規程標準である。

八三〔明治二六年二月矢吹村役場ニ貸供セシ建家ノ家賃ニツキ 建言書〕

建言書

一 矢吹村字東側

四十九番地

建家 杓棟

但シ造作付

右者今日ニ至ル迄村役場ニ貸供シ杓ケ年度金拾貳円ヲ以テ家賃ト定メ居候処自今総テ高価ニモ税至リ諸家賃ヲ以テ大破タルトキハ修繕ノ費用ニモ充タザル場合ニ付相当ノ家賃ニ非ラザレバ到底村内ノ義務ヲモ果タシ難ク候間此段各議員ノ協議ヲ以テ是迄ヨリ幾分ノ家賃ヲ増加相成度此段建言候也

但シ幾分ノ家賃増加スト雖モ他人ニ貸与フルヨリ一割以上ノ安価ナルトキハ協議ナスコトヲ得ズ

矢吹村

右家主

明治二十六年二月十日

小林 盛 房^印

矢吹村会議長

横川栄二殿

〔町有 明26「矢吹村会議録」抜粋〕

〔解説〕 明治二六年ころ、矢吹村役場は、現在の叫屋金物店（藤田二郎氏宅）の地所にあり借家であったことがわかる。

八四〔明治二八年九月三神村役場位置変更〕

西白河郡三神村役場

本年六月一日甲第六十六号願役場位置変更ノ件

右明治二十三年法律第七十七号第二条ニ依リ之ヲ認可ス

明治二十八年九月五日

福島県知事 原 保太郎^印

〔町有「県郡庁諸指令綴」抜粋〕

福島県告示第百九十六号

管下西白河郡三神村役場位置ヲ同村大字三城目字上町十九番地ニ変更ス

明治二十八年九月九日

福島県知事 原 保太郎

〔「福島県報」県立図書館所蔵抜粋〕

八五〔明治三七年一月三神村役場位置変更〕

福島県指令庶甲第三一号

西白河郡三神村

明治三十六年十二月二十五日甲第一四八号申請役場位置変更ノ件

右明治二十三年法律第七十七号第二条ニ依リ之ヲ認可ス

明治三十七年一月二十日

福島県知事 有 田 義 資

〔町有「県郡庁諸指令綴」抜粋〕

八六〔明治三十八年一月一神村役場位置変更〕

福島県指令庶第二三三〇号

西白河郡三神村

明治三十八年十一月十四日甲第一八九号申請役場位置変更ノ件

右明治二十三年法律第七十七号第二条ニ依リ之ヲ認可ス

明治三十八年十一月二十二日

福島県知事 有 田 義 資

〔町有「県郡庁諸指令綴」抜粋〕

〔解説〕 町村制が施行され三神村役場は神田に設置されたが、その

の後移転して、明治二八年九月に現在の三城目五四番地（旧役場）になった。さらに八七号明治三十七年一月・三十八年一月に位置変更の申請をしているが理由は不明である。結局移転はしなかった。

八七〔明治三十五年六月矢吹村を矢吹町と改称する件〕

明治三十五年六月二十七日矢吹村会議事

第一号

一矢吹村ヲ町ト改称スルノ件

理由

矢吹村大字矢吹ハ古来矢吹町ト称シタルコトハ地方古老ノ既ニ認

ムル所ニシテ尚ホ其証記顯然タルモノアリ然リ而シテ本村矢吹ハ

倒幕維新ヨリ以還世ノ激変ニ遭フテ活路ヲ失フモノ若シクハ変転

無窮逆境ニ陥リシモノ等ノ為メ一時矢吹町タルノ光景衰廃ニ傾キ

タリシガ鉄道開通町村制実施以降拾有余年ノ星霜ヲ経過シタル今

日商業取引ヨリ其他ノ生産事業発達シ来リ町家ノ光景秩序の歩ヲ

進メ大イニ面目ヲ改メタルモノアリ故ニ今ヤ地方ヨリ矢吹町ヲ以

テ遇セラレ現下附近村落ノ民人ニ於テハ通常需用品ヲ購買スルニ

単ニ町ト称シテ相往来スルニ至レリ如斯事実ニ立至リタルハ畢竟

実地町タルノ資格アリト認メラレタル結果ニ外ナラズ顧ミレバ我

矢吹ハ四通八達ノ要衝ニ当リ国県道間鉄道アリ全国著名ノ都邑ニ

来往ノ至使アリ復官公署請会社等ニ至ルマテ他ノ村落ト比スルヲ

得ザルモノ許多アルヲ信ズ故ニ今般旧称ヲ廃止シ更ニ矢吹町ト改

称スルノ必要ヲ認ムル所以ナリ

〔町有明35「矢吹村会議録」抜粋〕

八八〔明治三十五年九月矢吹村を矢吹町と改称するための意見答

申〕

西白河郡矢吹村会

西白河郡矢吹村ヲ町ト為サントス

右明治二十三年法律第七十七号第一条ニ依リ其会ノ意見ヲ答申ス

ベシ

明治三十五年九月十五日

福島県参事会

福島県知事 有田 義資 印

第二号

矢吹村ヲ町ト為スノ件ニ付御諮問ニ対スル答申書

矢吹村ヲ町ト為スコトハ時世ノ然ラシムル所ニシテ今ヤ其ノ機運ニ際会シタルモノト認メ本村ハ之レヲ歓迎スル所ナリトス
右明治二十三年法律第七十七号第一条ニ依リ意見ヲ答申ス

明治三十五年九月二十三日

矢吹村会議長

矢吹村長 大谷 知房

〔町有明35「矢吹村会議録」抜粋〕

八九〔明治三十七年四月矢吹町名改称ノ件ニ付小針鎮平氏へ感謝

状を送る件〕

明治三十七年四月十九日議事

第二号

一矢吹町名改称ノ件ニ付小針鎮平氏へ感謝状ヲ送ルノ件

感謝 状

矢吹町名改称ノ挙ヤ貴下卒先之レヲ主唱シ単独四方ニ奔馳類例ヲ他町村ニ需メ或ハ証拠物件ヲ蒐集シ当局者ヲシテ参考資セシメ其幹施ノ劳尽瘁ノ功町内大ニ多トスル所ナリ這回町会ノ議決ヲ因リ乍輕歩木杯壹個之ヲ贈呈シ爰ニ町民ヲ代表シテ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十七年四月

福島県西白河郡矢吹町長 大谷 知房

小針鎮平殿

〔町有明37「矢吹町会議録」抜粋〕

九〇〔大正一十五年三月矢吹町役場移転並ニ旧建物売却の件〕

大正十五年三月二十五日矢吹町会議事

第四号役場移転並ニ旧建物売却ノ件

当町役場新築ニ付庁舎ハ一時矢吹藏市場内ニ移転シ旧建物ハ之レヲ売却スルモノトス

大正十五年三月二十五日 提出同日決議

矢吹町長 武藤 一策 印

〔町有大15「矢吹町会議録」抜粋〕

九一〔大正一十五年六月矢吹町役場建築事業繰延ノ件〕

大正十五年六月十九日矢吹町会議事

議案第老号

一 役場建築事業繰延ノ件

当町役場建築事業ハ大正拾四年度事業トシテ起工ノ件曩キニ本町会ノ決議ヲ経タルモ既ニ年度経過ノ今日起工ニ至ラズ大正拾四年度ニ於テ竣工不能ニ付之レヲ大正拾五年度事業ニ繰延起工スルモノトス

大正拾五年六月拾九日 提出同日決議

矢吹町長 武 藤 一 策 団

〔町有第15「矢吹町会議録」抜粋〕

九二〔昭和二年二月矢吹町役場建築について〕

大正十五年昭和元年度事務報告

一 庶務雑件 役場庁舎本館鉄鋼混凝土造洋館二階建 梁間五間 檼行七間 老棟 附屬卸家（使丁室） 梁間二間半 便所 梁間七尺五寸 廊下 梁間六尺 此建坪合計十八、三七五建坪 附屬書類蔵 檼行十五尺 此建坪延六坪 鉄筋混凝土造リ二階建（地階） 工費約一万五千円請負人松村助次郎

（略）

以上本年中ニ起工シタルモ年内完成ニ至ラズ翌年ニ工事ヲ繰越シタリ

〔町有第2「矢吹町会議録」抜粋〕

九三〔昭和二年七月矢吹町役場竣工移転〕

昭和二年度事務報告

一 庶務前年来建築中の町役場建築工事竣工七月十日移転シ又実業補習学校講堂モ竣工引受了セリ

〔町有第3「矢吹町会議録」抜粋〕

九四〔明治三二年一月西白河郡各町村組合設置規定〕

西白河郡各町村組合設置規定

之義ニ付添申

本郡各町村組合設置規定ノ義ニ付各町村ヨリ委員ヲ会シ及協議 処別紙之通り規定相成候ニ付御認可ヒ成下度尤モ白河町ハ議員定 数拾六各無之テハ不腹ノ趣キヲ以テ組合加入致シ兼候趣キヲ再 申出之次第モ有之候ニ付不得止ヲ此段及添申候也

西白河郡各町村長惣代

橋 本 久七郎

平 田 文左衛門

西白河郡長 三淵隆衡殿

福島県西白河一町拾八ヶ村組合設置規定

第一条 本郡各町村之事務ニ共同処分スル為メ町村制第百十六条

ニ依リ町村組合ヲ設置ス

第二条 当組合ハ西白河郡白河町外拾八ヶ村ヲ以テ成立ス

第三条 当組合ニ於テハ左ノ事件及ビ其費用ヲ議決執行ス

一 土木勸業教育衛生救助災害予防及警備ニ関スル事件

二 組合町村有財産ノ官理及処分ニ関スル事件

第四条 組合議員ハ白河町四名其他ノ各村ハ各名宛トシ町村會議

員中ヨリ互撰ス

第五条 組合ニ関スル費用ハ各町村戸數地価及地方税中營業税ノ

多寡ニ依リ分担スルモノトス

第六条 組合ニ関スル費用支弁法ハ會議決定ニ任ス

第七条 組合ニ関スル事務ハ総テ郡長ノ官理ヲ請フモノトス

第八条 組合ノ事務ハ第七条ノ如ク定ムト雖モ議會ニ於テ町村長

中ヨリ委員三名ヲ撰ミ処分上重要ニ渉ル件ニ参与スルモ

ノトス

第九条 組合会ノ議長ハ委員町村中ノ互撰ヲ以テ其任ニ充ツ

第十条 本規程ノ議員總數三分二以上同意ニアラザレハ更正スル

コトヲ得ズ

右之通り規定仕候間御認可ヒ成下度候也

明治二十二年十一月五日

西白河郡一町拾八ヶ村組合織委員

五ヶ村 橋本久七郎 本沼村 稗川 清隆

関平村 穂積直橋 中畑村 岡崎長次郎

吉子川村 芳賀竹之助 滑津村 吉田 稔

矢吹村 小針鎮平 信夫村 小針重美

川崎村 石射文五郎 小野田村 藤田保之助

釜子村 熊谷弥重 社 村 根本佐四郎

金山村 鈴木真太郎 古関村 近藤清吉

白坂村 佐藤六右衛門 小田川村 水谷光衛

西郷村 和知三作 三神村 円谷庄三

福島県知事 山田信通殿

(名前は上より下へつづく)

〔中野目 大木守之家文書〕

解説 明治二二年町村制によつて、明治一五年以来の各町村連

合会ハ各町村組合になる。

九五〔明治三〇年一月西白河郡会規則〕

西白河郡會議事規則

第一章 総 則

第一条 議員ノ議席ハ毎改選期ニ於テ抽籤ヲ以テ其席次ヲ定

メ番号ヲ附ス

補欠員ハ前任者ノ席ニ就カシム但シ大地主ノ補欠員

同時ニ二人以上ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 會議中ハ議員互ニ其姓名ヲ称セス議席ノ番号ヲ用ユ

可シ

第三 條 議事規則ノ疑義又ハ議場内秩序ノ問題其他議事以外

ニ起リタル総テノ件ハ議長之ヲ決ス

但シ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

第四 條 議長ハ議事整理ノ為メ議員ノ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ

中止スルコトヲ得

第二章 開議及散會

第五 條 會議ハ通常午前九時ニ始メ午後三時ニ終ル 但シ緊

急ノ議事ニ就テハ此限リニアラス

第六 條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其席ニ着キ諸般ノ

報告ヲナシタル後會議ヲ開クコトヲ宣告ス 議長開

議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ

得ス

第七 條 出席議員若シ定數ニ充タサルトキハ議長ハ相当ノ時

間ヲ經テ之ヲ計算シ尚定數ニ充タサルトキハ散會ヲ

宣告スヘシ 會議中退散者アリテ定數ヲ欠キタル時

亦同シ 但シ郡制第三十三條但書ノ場合ハ前二項ノ

限ニアラス

第八 條 議長散會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付

發言スルコトヲ得ス

第三章 發議及動議

第九 條 議員ニ於テ建議セントスルトキハ口頭若クハ文案ヲ

具ヘ議員三名以上ノ同意ヲ以テ之ヲ議長ニ提出スヘ

シ

第十 條 此規則ニ於テ特ニ規定シタル場合ヲ除クノ外凡ソ動

議ハ二人以上の賛成者ヲ待テ議題ト為スヘシ

第四章 讀 會

第十一 條 議事ハ第一讀會第二讀會第三讀會ノ順序ニ依テ決ス

報告書又ハ議案ノ性質ニヨリ便宜前項ノ順序ヲ省略

セントスルトキハ議長之ヲ決ス 但シ議長ハ會議ニ

諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得議長ハ毎會ノ始ニ於テ書記

ヲシテ議案ヲ朗読セシムヘシ 但議長ハ便宜議案ノ

朗読ヲ省略セシムルコトヲ得

第十二 條 第一讀會ハ議案ヲ各議員ニ配付シタル後少クモ一日

ヲ隔テ之ヲ開クヘシ 但シ緊急事件ニ付テハ此限ニ

アラス

第十三 條 第一讀會ニ於テ議案ヲ朗読シタル後郡長若クハ特ニ

郡長ノ委任ヲ受ケタル郡吏員又ハ發議者ハ其旨趣ヲ

弁明スルコトヲ得 議員ハ議案ニ對シ疑義アルトキ

ハ郡長若クハ特ニ郡長ノ委任ヲ受ケタル郡吏員又ハ

發議者ニ説明ヲ求ムルコトヲ得

第十四 條 第一讀會ニ於テ議案ノ大体ニ付討論シタル後第二讀

会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ若シ委員ニ附托スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其報告ヲ待テ第二説会ヲ開クベキヤ否ヤヲ決スヘシ 第二説会ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其議案廃棄シタルモノトス

第二十一条 第三説会ニ於テハ第二説会ノ決議ヲ以テ議案トナス
第二十二條 第三説会ニ於テハ議案全体ニ付議決スヘシ 本会ニ於テノ動議ハ三名以上ノ賛成者アルヲ待テ議題ト為ス

第五章 討 論

第十五條 第二説会ハ第一説会ヲ終リタル後少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ 但シ議長ハ會議ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第一説会ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第二十三條 發言セント欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ビ自己ノ番号ヲ告ケ議長其議員ノ番号ヲ呼フヲ待テ發言スヘシ 若シ二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先

第十六條 第二説会ニ於テハ議案ヲ逐条審議シテ之ヲ決スヘシ
第十七條 第二説会ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得 修正案ハ説会ノ前予メ之ヲ議長ニ提出スルコトヲ得

第二十四條 討論ハ議題外ニ渉ルコトヲ得ス
第二十五條 議長ハ討論ノ終結ヲ宣告ス

第十八條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題トナスヘシ

第二十六條 發言者末タ尽キスト雖モ議員ハ討論終結ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此場合ニ於テハ議長ハ會議ニ諮ヒ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ

第十九條 議長ハ逐条審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數条ヲ連ネ又ハ一条ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得 但シ議員異議ヲ提出スル者アルトキハ其賛成者アルヲ以テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ

第二十七條 議案ニ對スル修正ノ動議ハ議席ニ於テ陳述シ又ハ案ヲ具ヘテ議長ニ提出スルコトヲ得

第二十條 第三説会ハ第二説会ヲ終リタル後少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ 但シ議長ハ會議ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第二説会ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第二十八條 本員ノ提出シタル修正案ハ委員會ノ提出シタル修正案ニ先ツテ決ヲ取ルヘシ

第二十九條 動議ハ原案ニ先ツテ其可否ヲ決ス同一ノ議題ニ付數

第二十九條 動議ハ原案ニ先ツテ其可否ヲ決ス同一ノ議題ニ付數

個ノ修正動議アル場合ニ於テハ議長表決ノ順序ヲ定ム其順序ハ原案ニ最モ遠キモノヨリ先ニス若シ議員異議アルトキハ其賛成者アルヲ待テ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第三十条

修正動議ノ否決セラレタルモノハ再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス但シ第三十二条ノ場合ハ此限ニアラス修正案総テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ取ルヘシ

第三十一条

第三十二条

修正案原案共ニ過半数ノ賛成ヲ得サルトキハ議長ハ直ニ原案ニ就テ再議セシメ尚過半数ヲ得サル場合ニ当リ會議ニ於テ廃棄スヘカラサルモノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其案ヲ起サシメ會議ニ附スルコトヲ得

第七章 表決

第三十三条

表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十四条

議長表決セントスルトキハ表決ニ附スヘキ問題ヲ會議ニ宣告スヘシ議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付発言スルコトヲ得ス

第三十五条

議長表決セントスルトキハ問題ヲ可トスルモノヲ起立セシメ起立者ノ多数ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告ス

ヘシ議長必要ト認ムルトキハ起立ノ方法ヲ用ヒスシテ記名若クハ無記名投票ヲ以テ表決ヲ為サシムルコトヲ得

第三十六条

議案朗読ノ後暫クシテ発言者ナキトキハ議長ハ會議可決セルモノト認定シ之ヲ宣告スルコトヲ得

第三十七条

議長ハ表決ノ場合ニ於テ書記ヲシテ可否ノ數ヲ計算セシムルコトアルヘシ

第八章 委員會

第三十八条

議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ要求ニヨリ議案報告書又ハ修正案建議案等調査ノ為メ議ノ決會議ヲ以テ特ニ委員會ヲ設ケ之ニ附託スルコトヲ得

第三十九条

委員ハ會議ノ決議ニヨリ議長之ヲ指名シ又ハ議員ヲシテ之ヲ選舉セシム委員ノ員數ハ三名以上トシ總テ奇數ヲ用フヘシ

第四十条

委員會ノ意見ハ委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス若シ過半数ヲ得サルトキハ最多數ヲ以テ之ヲ決ス

第四十一条

委員會ノ結果ハ之ヲ議長ニ報告スヘシ

第四十二条

委員會調査ノ事件ニ関シタル原提案者若クハ原動議者ハ該會ニ列シ其趣旨ヲ弁明スルコトヲ得

第九章 議事録

第四十三条

議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス

一、開会閉会ニ関スル事項

二、開会中止及散会ノ月日時

三、出席議員ノ氏名

四、議長及委員報告ノ件

五、會議ニ附シタル議案ノ題目

六、議題トナリタル發議動道建議及發題者ノ氏名

七、決議ノ事件

八、表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其數

九、其他會議ニ於テ必要ト認メタル事項

第十章 議場内ノ秩序

第四十四条 會議ノ終始若クハ中止休憩等ノ場合ハ議長書記ヲシ

テ擊柝セシムヘシ

第四十五条 他人ノ弁論中猥リニ發言ノ權ヲ求メ若クハ議事中議

員相私語シ又ハ賛否ノ声ヲ発シ其他總テ議事ヲ妨ク

ルノ舉動ヲ為スヘカラス

第四十六条 議事中ハ參考ノ為メニスルモノヲ除ク外總テ書類ヲ

閲読スヘカラス

第四十七条 議事中ハ吸咽スヘカラス

第四十八条 議事中議員退席スルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ遲

參ノ議員着席スルトキモ亦同シ

第四十九条 議員欠席スルトキハ開議時間ニ先タチ其事由ヲ議長

ニ届出ツヘシ

第五十条 議員此規則ヲ改正セントスルトキハ其案ヲ具ヘ理由

ヲ附シ五名以上ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ

提出スルコトヲ得此場合ニ於テハ議長ハ會議ニ諮ヒ

之ヲ決スヘシ

西白河郡会傍聴人取締規則

第一条 郡会ヲ傍聴セントスルモノハ受付ニ氏名ヲ通シ傍聴

牌ヲ受ケ其指示スル所ノ席ニ就クヘシ

第二条 傍聴人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一、帽子又ハ外套ヲ着スヘカララス

二、戎器兇器及傘杖ノ類ヲ携帯スヘカララス

三、飲食又ハ吸咽スヘカラス

四、談話私語シテ議事ノ妨ヲ為スヘカラス

五、議員ノ言語ニ對シ賛否ノ声ヲ発スヘカラス

第三条 瘋癲白痴又ハ酩酊シタル者ト認ムル時ハ傍聴席ニ入

ルヲ許サス

第四条 議場ニ侵入シ若クハ議員ニ對シ談話スルコトヲ許サ

ス

第五条 會議ノ決議ニヨリ其他總テ傍聴人ヲ退場セシムル時

第十一章 雜 則

ハ議長ハ書記ヲシテ其命令ヲ執行セシム

第六 議場ノ都合ニヨリ其人員ヲ制限スルコトアルヘシ
第七 傍聴人此規則ニ違背シタル者ハ退場ヲ命ス

〔大正12年刊「福島県西白河郡会史」抜粋〕

〔解説〕 明治三〇年一月二〇日、第一回臨時郡会が白河町関川
寺で開会され、会議規則傍聴人取締規則など決定された。
各町村組合は郡会として大正一三年郡制廃止まで続く。

九六「矢吹の村々から選出された郡会議員名簿」

選挙区及議員ノ定数

（白河町四名 西郷村二名他各村一名で計二十四名で議長には郡
長があつたがのち互選である。）

矢吹の村々から選出された議員

矢吹村 中畑村 三神村

明治三〇年一月	大野喜次郎	小針東五郎	円谷 善助
〃 三二年一月	大野喜次郎	岡崎長次郎	円谷 善助
〃 三六年一月	大野喜次郎	蛭田倉之助	丹内忠太郎
〃 四〇年一月	酒井岩之助	高久 慶吉	渡辺 金蔵
〃 四四年一月	矢吹 平司	小針 静雄	渡辺 金蔵
大正 四年一〇月	大木 代吉	小針 静雄	酒井寅三郎
大正 八年一月	大木 代吉	小針 静雄	酒井寅三郎

〔大正12年刊「福島県西白河郡会史」抜粋〕

九七「明治三〇年一月郡会議員当選証書」

郡会議員之証

福島県西白河郡三神村

円谷 善助

右者成規ノ資格ヲ有シ正当ノ
手続ヲ経テ西白河郡ニ於テ當
選シタルコトヲ証明ス

明治三十年十一月六日

福島県西白河郡長 飯塚 清 通郎

〔中野目 円谷善人家文書〕

2 地 租

九八「明治二年一〇月白河県より御検見先触」

明治二已十月御検見

先 触

当県

宇野 勝美
上下 三人
吉田 邦平
上下 貳人